

評価シート(1)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。</p> <p>イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。</p> <p>ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。</p> <p>エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p> <p>イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。</p> <p>ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。</p> <p>エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し</p> <p>旧産業安全研究所(以下、「旧安研」と略)と旧産業医学総合研究所(以下、「旧産医研」と略)の組織体制の一元化を進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況をふまえて適宜見直しを図る。</p> <p>イ 研究管理の一元化</p> <p>労働安全衛生研究に係る企画調整業務、労働災害調査分析等業務、及び国際情報・研究振興業務の一元化を図る。</p> <p>ウ 人材の登用</p> <p>研究員の採用は、原則として公募による選考とし、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い人材の任期付任用に努める。さらに採用方式の一元化を図る。</p> <p>エ 総務部門の一元化と外部委託の推進</p> <p>総務部門の業務の一元化を進め効率化するとともに、定型業務の外部委託を進める。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づいて平成19年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、インターネット及び官報により公表した。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>1) 一般項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧2 研究所が統合した2年目の本年度は、初年度に導入した主要業務の実質的な統合計画に従い、約40項目の業務責任者／安全・健康・環境研究領域長・研究企画調整部・各センター・各研究グループの部長補佐／毎月開催の運営会議と業務会議に基づき、本格的な業務統合を進め、成果を得た。 統合業務の成果を高めるために、総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議と研究人事打ち合わせ会議を新設し、理事長を中心に重要な個別業務の改善の実施を図った。 理事の具体的な役割と業務内容を明確にし、組織運営の一層の効率化を図った。 <p>2) 個別項目</p> <p>ア 柔軟な組織体制の実現と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画の24の評価項目に加えて、関連する16項目の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、昨年度の川崎地区に加えて新たに清瀬地区でも業務担当者として部長を含む多くの職員を適材適所に配置した業務の統合化と効率化を進めた。 プロジェクト研究の13課題中10課題を、各研究グループの体制にとらわれない柔軟で効率的な研究チームを組織することにより実施した。同様に、研究所の研究員が代表者として獲得した文部科学省、厚生労働省の競争的資金等の16課題中12課題の研究を研究グループ外あるいは所外の研究者と実施した。 <p>イ 労働安全と労働衛生研究管理の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度に続き、「理事長打ち合わせ会議」(全35回開催)、「運営会議」(同11回)及び「業務会議」(同11回)を開催し、理事長の主導のもと、それぞれ役員、総務部・研究企画調整部・センター、及び研究グループ長・業務責任者の3階層レベルで研究管理業務を一元化する方式を確立した。新たに「総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議」(同29回)を立ち上げ、総務部と研究企画調整部の連携強化による実効性のある研究管理の一元化の実現を図った。さらに「研究人事打ち合わせ会議」(同1回)を立ち上げ、真に能力、経験と意欲がある人材の活用を図った。 研究企画調整部、労働災害調査分析センター(以下「労災調査センター」という。)及び国際情報・労働衛生研究振興センター(以下「国際・研究振興センター」という。)において、それぞれで清瀬、川崎両地区の合同部会を各9、1、12回開催し、業務の一元化を進めた。 清瀬地区に研究管理を一元化するための本部棟を設置する目的で、総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議と理事長打ち合わせ会議でスタッフ配置図等の検討を加えた後、2月9日に総合研究棟の改修工事を始め、3月末までに工事を完成させた。 <p>ウ 人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募による選考により、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員を採用した。平成18年度に17名の応募者の中から採用を内定した若手任期付研究員2名を平成19年4月1日付で採用した。平成19年度の研究員公募については、ホームページへの掲載、大学への周知依頼、研究者人材データベース(JREC-IN)への登録などの方法により広く周知を行った。それにより、若手任期付研究員として、24名の応募者の中から平成20年1月1日付で2名を採用し、平成20年4

<p>オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。</p>	<p>オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>オ 業務・システムの効率化 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、両研究所の文書フォーマットの統一化を引き続き進める。</p>	<p>月 1 日付で 5 名を採用することを決定した。 ・平成 19 年度末に任期が終了する任期付き研究員 2 名について書類選考と面接試験を行い、平成 20 年 4 月 1 日付で任期を付さない研究員として採用することを決定した。 ・優れた資質を有する任期付研究員を任期満了前に任期を付さない研究員として採用するために研究職員の昇格基準に準じた審査を行い、一名の採用を内定した。これに伴い、任期付研究員規定の見直しに着手した。 エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 ・本年度に新設した総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議により、総務部長が清瀬地区のみならず川崎地区の総務部業務を総括し、同様に総務課長は川崎地区のみならず清瀬地区の総務課業務も総括する業務体制への一元化を強力に進め、目的を達成した。 ・本年度創刊した和文学術誌「労働安全衛生研究」の編集業務を国際学術誌 Industrial Health と同じように外部委託した。 オ 業務・システムの効率化 ・前年度に導入した新しい決裁方式をほぼ定着させることにより、決裁時間の短縮等決裁業務の大幅な効率化と一元化を実現させた。 ・清瀬、川崎間のテレビ会議により、業務の一元化を大幅に促進するために、両地区の業務責任者を中心に検討を進め、機種、設置場所、予算等を決定し、導入した。</p>
--	--	--	---

<p>評価の視点等</p>	<p>自己評定</p>	<p>S</p>	<p>評 定</p>	<p>A</p>	<p></p>																								
<p>[数値目標]</p>	<p>(理由及び特記事項) 今年度新たに研究グループ長と業務責任者を中核とする「業務会議」を立ち上げ、同じく新設した 2 つの個別の打ち合わせ会議と併せて研究職員及び総務部職員レベルの両地区の意思疎通と研究管理業務の一元化を実現した。 清瀬地区に、総合研究棟の改修により本部棟を設置し管理部門の実質的な統合と効率化を実現した。 優れた資質を有する任期付研究員を任期満了前に任期を付さない研究員として採用する制度を導入し、その第 1 号として一名の採用を内定した。 清瀬・川崎間のテレビ会議システムを導入して業務システムを効率化し、柔軟な組織体制と運営体制の実現をはかった。 新研究所の使命を労働者の死亡・負傷・疾病を予防するためにその「安全」、「健康」と「(職場)環境」を守るための一元的な調査研究を実施することとして、旧研究所の統合の意義を明確にした。</p>			<p>(委員会としての評定理由) 「業務会議」、「総務部研究企画調整部打ち合わせ会議」等を新たに立ち上げるとともに、本部棟を設置し、旧産業安全研究所と旧産業医学総合研究所の組織体制の一元化を進めたほか、業務の効率化のためのテレビ会議システムの導入、人材の登用において任期付研究員を任期満了前に任期を付さない研究員として採用する制度を導入するなど意欲的に業務を運営しており、中期計画を上回るものとして評価できる。 (各委員の評定理由) ・離れた 2 地区をつなぎ効率的な業務運営体制を作るために、テレビ会議といった新しいシステムを導入するなど、中期計画を上回る実績をあげたと評価。 ・新研究所における効率的な業務運営体制に努めた。 ・清瀬・川崎間のテレビ会議システムや 一元的調査実施は、2 つの研究所の統合の上で評価できる。ぜひさらに推進していただきたい。 ・任期付き研究員を満了前に任期なしで採用する仕組みは評価できる。外部資金減は努力不足。 ・概ね中期計画のレベルであるが、本部棟の設置、テレビ会議システムの導入、「労働安全衛生研究」の創刊に並々ならぬ意欲を感じる。 ・統合による研究効果を発揮するために新たなる各種会議を設け遂行していること。特に遠隔地である清瀬、川崎の業務一元化を促進するためにテレビ会議を導入したこと。 ・旧産安研と旧産医研の本格的な統合化を目指し、業務会議や総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議ほかを新たに立ち上げ、軌道に乗せるなど、効率的な業務運営体制の確立に向けた取り組みは、中期計画を上回るペースで進捗している。 ・組織の特性に配慮し、より効率的な組織形態を構築した。また効率的な業務運営体制への努力も行われており、計画を大幅に上回る実績と評価できる。 ・全体として適切に運営されている。</p>																									
<p>[評価の視点] ○ 研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。</p>	<p>実績:○ 中期計画の 24 の評価項目等の業務運営を適正かつ的確に遂行するため、清瀬・川崎の両地区に項目ごとの業務担当者を適材適所に配置した。柔軟で効率的な研究チームを組織し、所外の研究者を含めた共同研究を実施した。(業務実績ア参照)</p> <table border="1" data-bbox="765 1598 1777 1787"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プロジェクト研究</td> <td>共同研究課題数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>総研究課題数</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>108%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争的外部資金等</td> <td>共同研究課題数</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>85.7%</td> </tr> <tr> <td>総研究課題数</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>80.0%</td> </tr> </tbody> </table>					H18	H19	対前年度比	プロジェクト研究	共同研究課題数	10	10	100%	総研究課題数	12	13	108%	競争的外部資金等	共同研究課題数	14	12	85.7%	総研究課題数	20	16	80.0%			
		H18	H19	対前年度比																									
プロジェクト研究	共同研究課題数	10	10	100%																									
	総研究課題数	12	13	108%																									
競争的外部資金等	共同研究課題数	14	12	85.7%																									
	総研究課題数	20	16	80.0%																									

<p>○ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。</p>	<p>実績:○ 両地区の意思疎通を図り、研究管理の一元化を図るため、階層レベルごとの打ち合わせ会議を開催したほか、清瀬地区に本部棟を設置した。(業務実績イ参照)</p> <table border="1" data-bbox="765 325 1774 550"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長打ち合わせ会議</td> <td>25</td> <td>35</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td>運営会議</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>業務会議*</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議*</td> <td>—</td> <td>29</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>研究人事打ち合わせ会議*</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 19 年度に新規に立ち上げられた会議</p>		H18	H19	対前年度比	理事長打ち合わせ会議	25	35	140%	運営会議	11	11	100%	業務会議*	—	11	—	総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議*	—	29	—	研究人事打ち合わせ会議*	—	1	—	
	H18	H19	対前年度比																							
理事長打ち合わせ会議	25	35	140%																							
運営会議	11	11	100%																							
業務会議*	—	11	—																							
総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議*	—	29	—																							
研究人事打ち合わせ会議*	—	1	—																							
<p>○ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。</p>	<p>実績:○ 公募情報を広く周知し、応募者数が増加し、優秀な任期付研究員を採用した。また、優れた資質を有する任期付研究員を早期に任期を付さない研究員として採用するための制度見直しに着手した。(業務実績ウ参照)</p> <table border="1" data-bbox="765 808 1774 886"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任期付研究員の応募者数</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>141%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	任期付研究員の応募者数	17	24	141%																	
	H18	H19	対前年度比																							
任期付研究員の応募者数	17	24	141%																							
<p>○ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。</p>	<p>実績:○ 総務部門の一元化を達成した。また、本年度創刊した和文学術誌の編集業務を国際学術誌と同様に外部委託した。(業務実績エ参照)</p>																									
<p>○ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。</p>	<p>実績:○ 清瀬・川崎間のテレビ会議システムを導入した。(業務実績オ参照)</p>																									

評価シート(2)

中期目標		中期計画		平成19年度計画		平成19年度の業務の実績	
<p>(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講ずること。</p>		<p>(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。</p>		<p>(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 調査研究の進行状況を定期的に把握し評価するシステムの構築を進める。また研究管理システムの一元化のため、両研究所の研究管理システムの統一化を引き続き推進する。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 構築した評価システムにより研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究職員の業績評価 研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務、及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切かつ総合的に評価する。</p>		<p>(2)内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し ・2年前統合時から始めた研究企画調整部長/首席、労災調査センターセンター長(以下「労災調査センター長」という)、国際・研究振興センターセンター長(以下「国際・研究振興センター長」という)、及び3研究領域長レベルの一元的な研究管理システム(運営会議)に加えて、本年度5月より清瀬地区および川崎地区の各研究グループでの研究管理と両地区の業務責任者単位の業務管理を充実させるために毎月1回業務の進捗の報告を行う業務会議を立ち上げた。これによりこれまでの調査研究の進捗状況を総合的かつ定期的に把握し、正確に評価できるシステムとした。 ・この業務会議の導入により、これまで不十分であった各研究グループと研究者個人、特に若手研究者の業務実施状況の把握とボトムアップが図られるようになった。また地区間の交流が進み両地区の研究管理システムの統一が進んだ。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 ・前年度に導入した各研究グループ会議における研究進捗状況の報告、同じく業務会議における研究グループ長、プロジェクト研究責任者等の報告、さらに3研究領域長による運営会議への報告等により、研究実施状況を把握し、研究及び業務の推進を図る研究管理システムをさらに充実化した。 ・また新たに全研究職員による研究討論会(テクニカルミーティング)で当該地区の研究領域長と研究所長が基盤的研究等の研究評価と系統的な業績評価を行い、直接研究を業務管理へ反映させるシステムを導入した。 ・内部評価会議等において労働災害の原因の調査(以下「災害調査」という。)等の進捗状況の報告を求め、その進行管理を行い、平成19年度に依頼のあった災害調査及びそれに係る鑑定等39件のうち、21件については厚生労働省等に報告書を提出した。 ウ 研究職員の業績評価 ・研究職員の業績評価基準を両地区で統一し、①研究業績、②対外貢献(行政貢献、学会貢献、国際貢献等)、③所内貢献、及び④独法貢献を公正かつ適正に評価できる評価システムにより、研究職員個人の所属部長/首席/センター長/研究グループ長/首席に室長、補佐を評価担当者に加えた第1段階評価、領域長による第2段階評価、所長による第3段階評価の3段階評価制度の評価を実施した。 ・評価結果は部長級の昇任人事のほか、昇格人事、予算配分等に反映させた。また、今年度から評価結果に基づく優秀研究者と若手研究者の表彰を従来の清瀬地区に川崎地区を加えた統合方式で実施した。</p>	
評価の視点等		自己評定	S	評定	A		
		<p>(理由及び特記事項) 清瀬・川崎両地区に業務責任者を定め、新たに立ち上げた「業務会議」を理事長の主宰により開催することにより、理事長のリーダーシップによる一元的な研究管理システムが構築され、研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映が直接実施されるようになった。 所属部長等、研究領域長、及び各所長の3段階評価制度による研究員の業績評価制度を確立し、評価結果を昇任、昇格、昇給、研究費配分等に厳密に活用することにより内部進行管理を充実させた。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 理事長のリーダーシップによる一元的な研究管理システムが構築され、3段階評価制度による研究員の業績評価制度も確立し、適切な内部進行管理が行われており、中期計画を上回るものとして評価できる。 (各委員の評定理由) ・新しい組織となり難しい部分があるとは思われるが、理事長のリーダーシップの下、適切な内部進行管理が行われてきている。中期計画をやや上回る実績と評価する。 ・法人の長のリーダーシップにより業務の統合、業務の評価システムの構築に努めた。 ・評価基準の統一は困難であったと考えるが、必要なプロセスであり評価できる。また、研究員の業績評価制度による昇格人事、予算配分等への反映は、研究所の活性化システム</p>			
[数値目標]							

<p>[評価の視点]</p> <p>○ 研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。</p>	<p>実績:○ 清瀬・川崎両地区に業務責任者を定め、毎月1回業務の進捗報告を行う業務会議を立ち上げた。(業務実績ア参照)</p>	<p>として評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ中期計画のレベルである。 ・研究管理システムが統一化され、階層的な業績評価が適切に実施されていること。 ・理事長のリーダーシップによる一元的な研究管理システムの構築に向けた取り組みによって、2 研究機関の統合はスピードを早め、中期計画を上回るペースで進捗している。 ・理事長のリーダーシップが顕著に伺え、研究管理、評価においては多くの面で積極的な施策が結実しつつある。 ・3段階評価で研究業務を管理している点を評価する。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、組織、評価体制は整い、昇任などに厳密に活用することで活力を生み出すような運用上の工夫を。 ・研究管理にゆき過ぎはないか、全所員の声によりフィードバックすることも検討すべきだろう。
<p>○ 業務の進行状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。</p>	<p>実績:○ 各階層における研究進捗状況報告により、業務進捗状況が定期的にモニタリングされている。(業務実績ア、イ参照)</p>	
<p>○ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組みが整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。</p>	<p>実績:○ 毎月1回の各研究グループ会議・業務会議・運営会議が整備され、機能している。(業務実績イ参照)</p>	
<p>○ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。</p>	<p>実績:○ 所属部長等、研究領域長及び所長の3段階評価制度により公正かつ適正に研究員の業績評価が行われている。(業務実績ウ参照)</p>	
<p>○ 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。</p>	<p>実績:○ 各階層における会議は理事長の主催により実施され、理事長のリーダーシップが十分に発揮されている。</p>	

評価シート(3)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15%、事業費(退職手当を除く。)について5%に相当する額を削減すること。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。</p> <p>ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。</p> <p>エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>ア 経費の節減</p> <p>省資源・省エネルギーの推進、IT技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化、研究部門の見直しを行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <p>関係省庁、公益団体、企業等の競争的研究資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。</p> <p>ウ 自己収入の確保</p> <p>研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。</p>	<p>(3)業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 経費の節減</p> <p>1) 施設経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部棟及び川崎地区管理棟に中長期的に大幅な経費節減が見込まれるテレビ会議装置を設置した。 ・両地区の人工環境室を清瀬地区に集約し施設経費の永続的な節減を図った。 ・同様に川崎地区で二カ所に別れていた病理実験室を統合した。 ・ダイオキシン関係の高度分析研究が終了したため、高度分析施設の管理水準を緩和し、維持管理コストを引き下げた。 ・同様に低温実験施設も運用計画を大幅に効率化した利用を継続し電気代を含む必要経費を節減した。 <p>2) 研究経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究の全課題に対して申請額の3割を削減した。さらに内部評価委員会と外部評価委員会で厳密な業績評価を行い、これに研究代表者の個人業績評価結果を加味した総合的な評価結果を基に研究費の配分を150万円の減額から250万円の増額の範囲で調整した(川崎地区)。また、外部研究評価で問題点が指摘された1課題については開始を先送りし、研究費の有効活用につなげた。 ・同様に基盤的研究費に対して内部評価委員会の基盤的研究評価点と個人業績評価点の総合評価結果を基に、各人への配分額を最低20万円(2名)(前年度は40万円)から120万円(3名)(同250万円)までの範囲に固定し、イノベーション25研究とGOHNET研究の担当者にそれぞれ200万円を配分するという目的を達成した。 ・大型・小型研究機器と機械器具の保守管理費の決定については予算担当者が詳細なヒアリングと検討を重ね、不用で成果の見込まれない予算を排除することにより、経費の節減と効率化を図った。 ・昨年度に引き続き一般競争入札の徹底を図ることにより経費の削減に努めた(平成17年度28件、平成18年度55件、平成19年度63件)。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札件数</td> <td>28</td> <td>55</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・研究職員が行う実験研究の実施時期を調整して光熱水使用量の分散化を図ると共に、昼間消灯や夏期の軽装励行等を実施し省エネにより経費節減に努めた。 <p>イ 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びその他の団体等からの競争的研究資金に積極的に応募するとともに受託研究の獲得に努めた。平成19年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は、文部科学省(科学研究費補助金基盤B、C、若手研究B及び特別研究員奨励費)、厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金)、民間(受託研究)等からの合計32課題で、前年度より1課題増加した。 <p>ウ 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所資産貸付規程に基づき、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行った。その結果、平成19年度は2件の施設貸与を行った。また、それらの実験施設を用いた受託研究は共同研究の実施にもつながった。 		H17	H18	H19	一般競争入札件数	28	55	63
	H17	H18	H19								
一般競争入札件数	28	55	63								

		<p>エ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し、業務運営を行う。</p> <p>オ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを適宜行う。</p> <p>カ 業績評価に伴う経費節減 適正な業績評価を通じた経費節減に務める。</p>	<p>エ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算の作成と業務運営 ・平成 19 年度については、中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、効率的な執行を図り、経費節減に努めた結果、計画の範囲内で予算の執行ができた。</p> <p>オ 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員給与の適宜見直し ・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の給与月額の見直しに準じて、子等に係る扶養手当及び期末・勤勉手当の改正を行った。さらに、昨年度導入した新昇給制度の実質的な運用を開始し、個人業績に応じて昇給者を決定した。</p> <p>カ 業績評価に伴う経費節減 ・前年度に続き厳密な業績評価を進めプロジェクト研究の各課題を最大 150 万円減額した。さらに 1 課題の研究開始を停止した。 ・同様に基盤的研究への配分額を最大 50 万円減額した。 ・大型および小型研究機器と機械器具の保守管理費の決定について予算担当者の詳細なヒアリングにより研究成果の見込まれない予算を排除した。</p>
--	--	---	---

評価の視点等	自己評定	S	評定	A										
	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>両地区の人工環境室の清瀬地区への集約、高度分析研究の終了に伴う高度分析施設の管理水準の緩和等により施設経費を節減した。 個人業績に応じた新昇給制度の実質的な運用を開始した。 テレビ会議システムの導入により両地区間の移動に要する経費と時間の節減を図った。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>平成 17 年度との比較で、一般管理費 6.5% (中期目標期間で 15%)、業務経費 2.0% (同 5%) の縮減を図ったことは、中期計画を達成する実績で推移している。また、施設の統合等による施設経費の節減、テレビ会議システムの導入による会議費用、時間の節減、個人業績に応じた昇給制度の運用などに努めており、総合的には、中期目標を上回るものとして評価できる。</p>											
[数値目標]	<p>平成17年度との比較で一般管理費6.5%、業務経費で2.0%、前年度との比較で、一般管理費で3.3%、業務経費で1.1%縮減した。</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <p>・施設の統合、経費削減の数値など多面的にみると、中期計画をやや上回る実績と評価。 ・経費の節減に努めた。 ・目標レベルを上回る実績をあげている。 ・数値目標を達成していないものもある。 ・概ね中期計画の範囲内の成果である。 ・個人業績に応じた昇給制度の運用、テレビ会議システムにより、会議費用、時間の節減。</p>											
	<p>平成18年度との比較で1.4%縮減した。</p>		<p>・平成 17 年度との比較で、一般管理費 6.5% (中期目標期間で 15%)、業務経費 2.0% (同 5%) の縮減を図ったことは、中期計画を達成するペースで行われているとみることができる。 ・努力は多と認められるが、成果を総合的に評価すると計画を上回る程度と判断する。 ・中期目標の達成に向けて、適切に運営されている。</p>											
[評価の視点]	<p>実績:○</p> <p>平成 19 年度から始まった「高圧設備の長時間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究」での長時間実験機器の使用により、今年度の光熱水量の増加が見込まれたが、研究内容と研究実績を踏まえた研究施設の集約や管理水準の緩和、実験研究実施時期の調整による光熱水量の分散化等により経費の節減の努力をし、対前年より 8.8%の増加に抑えることが出来た。(業務実績 1), 2) 参照)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>対前年度増</td> <td>対前年度比</td> </tr> <tr> <td>経費(千円)</td> <td>90,570</td> <td>98,495</td> <td>7,925</td> <td>108.8%</td> </tr> </table>			H18	H19	対前年度増	対前年度比	経費(千円)	90,570	98,495	7,925	108.8%	<p>(その他意見)</p> <p>・業務運営の効率化を図るための施策が着々とすすめられていることは理解できる。経費削減についても、この先、中・長期的な効果として現れることを期待したい。</p>	
	H18	H19	対前年度増	対前年度比										
経費(千円)	90,570	98,495	7,925	108.8%										
	<p>実績:○</p> <p>清瀬・川崎両地区を結ぶテレビ会議システムの設置を図ったことにより、今後、清瀬～川崎間の往復にともなう交通費及び時間的ロスを解消することが可能となった。</p>													

<p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。</p>	<p>実績:○ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し計画の範囲内で予算の執行ができた。</p> <table border="1" data-bbox="842 323 1590 436"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(千円)</td> <td>2,477,514</td> <td>2,513,724</td> </tr> <tr> <td>決算額(千円)</td> <td>2,374,127</td> <td>2,444,026</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	予算額(千円)	2,477,514	2,513,724	決算額(千円)	2,374,127	2,444,026	
	H18	H19									
予算額(千円)	2,477,514	2,513,724									
決算額(千円)	2,374,127	2,444,026									
<p>○ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。</p>	<p>実績:○ 一般競争入札の導入の増加等により一般管理費(人件費を除く)対前年度 3,160 千円減(前年度比 1.1%減)、業務経費(人件費を除く)は対前年度 5,555 千円減(前年度比 0.6%減)となった。</p>										
<p>○ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。</p>	<p>実績:○ 国家公務員に準じて見直しを行うとともに、個人業績に応じた新昇給制度の実質的な運用を開始した。(業務実績才参照)</p>										

評価シート(4)

中期目標		中期計画		平成19年度計画		平成19年度の業務の実績	
<p>2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。</p>		<p>2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。</p>		<p>2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るため、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、硬直化の傾向があった研究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようにする。 イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与ホームページや広報誌への掲載、講演会等での広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を進める。</p>		<p>2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 1) 本部棟の設置 ・清瀬地区に研究管理を一元化するための本部棟を設置する目的で、総務部・研究企画調整部打ち合わせ会議と理事長打ち合わせ会議でスタッフ配置図等の検討を加えた後、2月9日に総合研究棟の改修工事を始め、3月末までに工事を完成させた。理事長・理事・監事室をこれら実務部門と隣接させることにより相互間のコミュニケーションの改善を図った。 2) 使用状況の把握と効率的な利用 ・今年度も研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、機器等の使用状況、コスト、及びそれに見合う成果について検討を行い、新たに川崎地区で二カ所に別れていた病理実験室を統合した。 ・イノベーション25研究で使用する人工環境室の経年劣化が著しいため、川崎地区の人工環境室を廃止し、清瀬地区に新設した。これにより従来から清瀬地区にある施設とともに両地区の研究員が効果的に使用できる環境を整えた。 ・その他、主要施設の利用状況のモニタリングを施設管理担当者により定期的に行った。 イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ・研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため、共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開した。また、各種講演会・交流会等で積極的に広報し 15 課題の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限る。以下同じ。)を実施して施設の共同利用を進めたほか、平成19年度には2件の施設の有償貸与を行った。</p>	
評価の視点等		自己評価	A	評価	B		
		<p>(理由及び特記事項) 研究施設・設備の効率的な利用と両地区の統合を進めるために、新たに設置した本部棟の利用方法を検討して役員、総務部、研究企画調整部、及び2つのセンター内と相互間のコミュニケーションの改善を図った。 川崎地区2箇所に分かれていた病理実験室を統合した。 外部貸与対象施設・機器の大幅な見直し・拡充を行い、その利用について積極的に広報した。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 本部棟の設置、外部貸与対象施設・機器を大幅に設定するなど効率的な研究施設・設備の利用に努めているが、施設の貸与件数が伸びておらず、総合的には、概ね中期計画にそった実績と言える。 (各委員の評定理由) ・中期計画にそった実績と判断。 ・本部棟の設置により統合化が促進された。 ・それなりに努力している。 ・概ね中期計画に合致する。 ・研究施設・設備の効率的な利用は、中期計画を上回るペースで行われている。 ・計画に概ね合致している。 ・努力は認められるが、外部貸与対象施設・機器を大幅に設定した割にその利用がない点。</p>			
[数値目標]							
[評価の視点]		<p>実績:○ 主要施設の利用状況のモニタリングを施設管理担当者が定期的に行う仕組みを整備している。(業務実績ア-2)参照)</p>					
○ 研究所の施設・設備の活用状況を把握し、効率的に利用するための仕組みを整備しているか。							

○ 他の研究機関, 企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。

実績:○

共同利用や貸与可能な施設・設備を研究所ホームページで公開するほか, 各種講演会等で積極的に広報し, 利用を促進した。(業務実績イ参照)

	H18	H19	対前年度比
貸与対象機器数	47	77	164%
施設の有償貸与件数	3	2	66.7%
共同研究課題数	14	15	107%

(その他意見)

・施設の貸与件数が伸びない原因を今一度検討してはどうか。病理実験室の統合については、数年先に評価する必要がある。

評価シート(5)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握</p> <p>労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映</p> <p>(ア) 労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働安全衛生重点研究推進協議会」の活動内容に産業安全に関する研究戦略の策定を加えた「労働安全衛生重点研究推進協議会」としての活動を通じて、産業安全に係る重点研究推進を図るための検討を行うほか、引き続き労働衛生に係る協議会シンポジウム、重点研究課題の研究者登録、論文調査等を運営実施する。</p> <p>(イ) 業界団体や第一線の安全衛生管理者等を対象とした労働安全衛生に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>(ウ) 「客員研究員研究交流会」を開催し、産業医等から労働現場の最先端の研究ニーズを把握するとともに研究職員との共同研究を進める。</p> <p>(エ) 産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を定期的で開催し、研究ニーズの情報交換に努める。</p> <p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映</p> <p>厚生労働省安全衛生部の部議、同部との定期的な情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映</p> <p>(ア) 労働安全衛生重点研究推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧産業医学総合研究所が6年間事務局として主宰した「労働安全衛生重点研究推進協議会」を発展的に解消して、今年度から新たに「労働安全衛生重点研究推進協議会」を発足させた。これにより労働衛生だけでなく産業安全を加えた労働現場のニーズの把握を飛躍的に向上させることとした。この結果、経営者団体、労働組合、職場の安全衛生管理者、関係調査研究機関、大学、行政等から安全と衛生の幅広い分野を対象に労働現場のニーズを収集することが可能になった。 本年度は新協議会の設置要綱と分科会を定め、委員長以下産業安全、労働衛生両分野の委員、顧問、オブザーバ等を選任した。これに基づき第1回の協議会を平成20年3月に開催した。 <p>・労働安全衛生重点研究推進協議会の公開シンポジウムとパネルディスカッションを平成19年12月に開催した。シンポジウムでは各重点研究領域における国内の代表的な研究者から最先端の現場ニーズと研究ニーズを把握した。パネルディスカッションでは産業界、労働組合、行政、及び学術界を代表するリーダーの方々から新しく成立した協議会の運営方針について根本的な指針を収集した。参加者169名。</p> <p>・「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した21世紀初頭10年間に実施すべき労働衛生の18優先研究課題に関する研究課題登録を引き続き行った。</p> <p>(イ) 学界団体等との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部との情報交換会を平成20年3月に実施し、産業現場からの労働安全衛生研究に向けた要望等を聴取し、意見交換を行った。 プロジェクト研究「橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発」に関して進捗管理のため現場の専門家による「鋼製橋桁架設時における安全性検討委員会」を開催し、現場の要望の把握に努めた。 <p>(ウ) 客員研究員研究交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度までに清瀬地区(旧産業安全研究所)と川崎地区(旧産業医学総合研究所)で別々に実施された「客員研究員交流会」を統合して一元的に実施するために準備作業を開始した。まずそれぞれの地区でのみ任命されていたフェロー研究員と客員研究員を両地区から選任するための作業を進めた。 これに基づき新たに統合した交流会を企画し、年度末に増加した諸行事を調整し、次年度早々の5月1日に実施することにした。 <p>(エ) 産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度の研究交流会を7月に北九州市で実施した。研究職員5名が産業医科大学を訪問し、相互の研究発表と討議を通じて大学側の産業現場の研究ニーズの把握に係る詳細な情報を収集した。 <p>(オ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部からの問い合わせに対する窓口の一元化等、相談体制の組織化・効率化を図った。その結果、ホームページ等を通じての研究所と調査研究活動に関する問い合わせが205件あり、一般社会からのニーズを把握するとともに有益な情報を提供した。

<p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の労働現場のニーズは、研究所の月例の運営会議、業務会議、全職員の業務集会(ビジネスミーティング)で定期的に全職員に報告し、各種の研究内容への反映を図った。 ・厚生労働省労働基準局安全衛生部の会議に理事長が全 9 回出席し、研究所における業務の進捗状況を報告するとともに、行政ニーズと労働現場の状況を把握した。 ・行政からの調査研究要望に基づいて平成 20 年度の研究計画を策定するとともに、厚生労働省関係各課との種々の手法による随時かつ緊密な情報交換・連絡・協議を行い、行政ニーズが高く緊急性のある調査研究として、「ITを活用した新たな安全衛生管理手法の開発」は、11 次労働災害防止計画における労働災害多発業種(製造業)対策内の項目、「IT技術を活用した安全衛生管理手法の普及促進」として生かされた。 ・厚生労働省化学物質対策課より出された行政通達「輸入貨物に係わる港湾荷役作業におけるアフラトキシンばく露防止対策について」(基安化発第 0518002 号, 平成 19 年 5 月 18 日)を受けて、同課よりアフラトキシンに汚染されたトウモロコシの荷揚げ作業の際のばく露量の推定に関する追加の調査を依頼された。国立医薬品食品衛生研究所の衛生微生物部の研究者と協議した結果、アフラトキシンに汚染されたトウモロコシのサンプルを確保して、トウモロコシ粉じんのばく露からアフラトキシンばく露量を推定することとした。 ・研究所が主催した「粉じん障害防止対策の検討のための調査研究班」の報告書「粉じん障害防止対策の課題と方向性について」の内容が、粉じん障害防止規則の改正、第 7 次粉じん障害防止総合対策の制定、局所排気装置等の定期自主検査指針の制改定に反映された。 <p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ・研究所が長年発行している国際学術誌「Industrial Health」に加えて今年度から新和文学術誌「労働安全衛生研究」を発刊し、将来日本の労働現場で生じうる最先端の研究ニーズの把握に努めた。特に和文誌は専門用語を含め全文を日本語表記とし国内の労働現場とのコミュニケーションの促進に努めた。また編集顧問を含む編集委員の約半数を外部の専門家とし、これらの方々を通じたニーズの把握の促進に努めた。さらに「レター欄」を設けて一般読者からの新しい労働安全衛生活動の収集を図った。 	<p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の労働現場のニーズは、研究所の月例の運営会議、業務会議、全職員の業務集会(ビジネスミーティング)で定期的に全職員に報告し、各種の研究内容への反映を図った。 ・厚生労働省労働基準局安全衛生部の会議に理事長が全 9 回出席し、研究所における業務の進捗状況を報告するとともに、行政ニーズと労働現場の状況を把握した。 ・行政からの調査研究要望に基づいて平成 20 年度の研究計画を策定するとともに、厚生労働省関係各課との種々の手法による随時かつ緊密な情報交換・連絡・協議を行い、行政ニーズが高く緊急性のある調査研究として、「ITを活用した新たな安全衛生管理手法の開発」は、11 次労働災害防止計画における労働災害多発業種(製造業)対策内の項目、「IT技術を活用した安全衛生管理手法の普及促進」として生かされた。 ・厚生労働省化学物質対策課より出された行政通達「輸入貨物に係わる港湾荷役作業におけるアフラトキシンばく露防止対策について」(基安化発第 0518002 号, 平成 19 年 5 月 18 日)を受けて、同課よりアフラトキシンに汚染されたトウモロコシの荷揚げ作業の際のばく露量の推定に関する追加の調査を依頼された。国立医薬品食品衛生研究所の衛生微生物部の研究者と協議した結果、アフラトキシンに汚染されたトウモロコシのサンプルを確保して、トウモロコシ粉じんのばく露からアフラトキシンばく露量を推定することとした。 ・研究所が主催した「粉じん障害防止対策の検討のための調査研究班」の報告書「粉じん障害防止対策の課題と方向性について」の内容が、粉じん障害防止規則の改正、第 7 次粉じん障害防止総合対策の制定、局所排気装置等の定期自主検査指針の制改定に反映された。 <p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ・研究所が長年発行している国際学術誌「Industrial Health」に加えて今年度から新和文学術誌「労働安全衛生研究」を発刊し、将来日本の労働現場で生じうる最先端の研究ニーズの把握に努めた。特に和文誌は専門用語を含め全文を日本語表記とし国内の労働現場とのコミュニケーションの促進に努めた。また編集顧問を含む編集委員の約半数を外部の専門家とし、これらの方々を通じたニーズの把握の促進に努めた。さらに「レター欄」を設けて一般読者からの新しい労働安全衛生活動の収集を図った。
--	---	---	---

評価の視点等	自己評定	S	評 定	A
[数値目標]	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>これまでの「労働衛生重点研究推進協議会」を発展的に解消して、新たに「労働安全衛生重点研究推進協議会」を立ち上げ、労働衛生に産業安全を加えた労働現場のニーズの総合的な検討を開始した。</p> <p>行政からの調査研究要望に基づいて平成20年度の研究計画を策定し行政ニーズの把握に努めた。またIT技術の開発、アフラトキシンばく露量、粉じん障害防止対策等の研究成果が、行政通達等の行政施策に反映された。</p> <p>今年度から和文学術誌「労働安全衛生研究」を創刊し、国内の広範な労働現場からの最先端の研究ニーズの把握を開始した。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>産業安全を加えた労働安全衛生重点研究推進協議会の立ち上げ、和文学術誌の創刊による労働現場からの研究ニーズを把握する体制が整備され、今後の成果が期待できるとともに、行政ニーズへの対応に努力し、その研究成果が行政施策にも反映されていることから、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働現場のニーズを把握し、それを行政施策にまで反映させている点を高く評価。 ・労働安全衛生重点研究推進協議会をスタートさせ、労働現場のニーズの総合的な検討を開始した。また、行政対応も積極的に行っている。 ・行政ニーズへの対応努力と実績が伺われる。研究所として最も重要な点と考えるため、高い評価が適切と考える。 	

<p>[評価の視点]</p> <p>○ 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。</p>	<p>実績:○ 労働現場ニーズや行政ニーズを把握するための会合、情報交換会等を積極的に実施した。(業務実績ア、イ参照)平成18年度までは「労働衛生重点研究推進協議会」で労働衛生の課題のみを検討してきたが労働現場の産業安全のニーズを検討するために「労働安全衛生重点研究推進協議会」を立ち上げた。</p> <table border="1" data-bbox="857 432 1783 543"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働安全衛生重点研究推進協議会 公開シンポジウム参加者数</td> <td>193</td> <td>169</td> <td>87.6%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	労働安全衛生重点研究推進協議会 公開シンポジウム参加者数	193	169	87.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策への反映をさらに促す研究テーマを。 ・概ね中期計画に合致すると思われる。 ・産業安全を加えた「労働安全衛生重点研究推進協議会」を立ち上げ、統合した利点を活用し、総合的に労働現場のニーズを把握して業務へ反映していること。また、和文学術誌「労働安全衛生研究」を刊行したこと。 ・新たな労働安全衛生重点研究推進協議会の立ち上げ、行政ニーズの把握、和文学術誌の創刊に伴う労働現場からの研究ニーズの把握など、労働現場のニーズ把握は、中期計画を大幅に越えるペースで達成した。 ・現場のニーズに総合的に応えられる体制が整備され、今後の成果が期待できる。さらに行政からの調査研究要望も170%と増加しており、大きな成果と認められる。 ・行政ニーズ対応型の研究成果を高く評価する。 				
	H18	H19	対前年度比											
労働安全衛生重点研究推進協議会 公開シンポジウム参加者数	193	169	87.6%											
<p>○ 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。</p>	<p>実績:○ 業界団体や行政等からの調査研究要望を次年度のプロジェクト研究課題の研究計画に反映させた。(業務実績イ参照)</p> <table border="1" data-bbox="857 762 1783 873"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政からの調査研究要望数</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>170%</td> </tr> <tr> <td>プロジェクト研究当該年度新規課題数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>125%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	行政からの調査研究要望数	10	17	170%	プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	125%	
	H18	H19	対前年度比											
行政からの調査研究要望数	10	17	170%											
プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	125%											
<p>○ 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。</p>	<p>実績:○ 多数の役職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労働現場のニーズ把握に努めた。(業務実績ウ参照)</p> <table border="1" data-bbox="857 1094 1783 1247"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内学会への参加人数</td> <td>184</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>国外学会への参加人数</td> <td>58</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>242</td> <td>277</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	国内学会への参加人数	184	205	国外学会への参加人数	58	72	合計	242	277	
	H18	H19												
国内学会への参加人数	184	205												
国外学会への参加人数	58	72												
合計	242	277												

評価シート(6)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>2 労働現場のニーズに沿った研究の実施</p> <p>労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p> <p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究</p> <p>イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究</p> <p>ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究</p> <p>エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究</p> <p>オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究</p>	<p>2 調査研究業務の重点的实施</p> <p>労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。</p> <p>(1)プロジェクト研究</p> <p>中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。</p> <p>なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。</p> <p>＜平成19年度に実施しない課題は記載略＞</p> <p>ア 労働者の健康、疾病と事故との関連、影響等に関する研究</p> <p>(ア)事故防止のためのストレス予防対策に関する研究</p> <p>労働者のストレスや心身の健康状況が事故の発生に及ぼす影響を明らかにし、事故を予防する観点を含め、職場におけるストレス予防対策に係るマニュアルの作成を行う。</p> <p>(イ)第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究</p> <p>第三次産業の小規模事業場における安瀬婦負生リスク評価方法を開発し、その有効性を検証する。</p> <p>(ウ)危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究</p> <p>産業現場における火災・爆発災害、中毒災害防止のために、化学物質の火災・爆発危険性及び有害性に関する総合的かつ統一的な評価体系を開発し、合理的な危険・有害物規制のあり方について提言する。</p> <p>イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究</p> <p>(イ)橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発</p> <p>橋梁建設工事における架設中の災害防止に資するため、架設工事で使用される建設機材の構造要件等を明らかにし、崩壊・倒壊に関する危険性評価手法の開発を行う。</p> <p>(エ)液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止(継続課題)</p> <p>静電塗装等の液体噴霧プロセスにおける静電気による爆発・火災災害防止技術を確立するため、噴霧に伴う放電現象の解明、コンピュータシミュレーションによる安全評価技術の開発を行う。</p> <p>(キ)高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究</p> <p>長期間使用されている高圧力設備の破損による災害防止を目的として、設備の劣化特性を明らかにし、安全な維持管理法の要件を提言する。</p> <p>ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究</p> <p>(ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究</p> <p>作業環境評価法が確立されていないナノ粒子等について、測定技術及び除去技術の開発を行うとともに、動物実験による生体影響評価が可能となるよう吸入曝露実験のための発生法の開発を行う。</p> <p>(ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究</p> <p>災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の実行上の問題点を明らかにし、その解決策を提言する。</p> <p>エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究</p> <p>(ア)過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究</p> <p>長時間労働や強度の仕事ストレスによる蓄積疲労をチェックするための、簡便で信頼性の高い蓄積疲労評価手法を開発するとともに、蓄積疲労の効果的な予防策を提案する。</p> <p>オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究</p> <p>(ア)石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究</p> <p>石綿のばく露経路やリスクを分析・検討し、従事期間及び従事時期等の情報からばく露量を推定できるデータベースを作成し、石綿関連がん(肺がん、中皮腫)の発症リスクをシミュレーションする。</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施し、更に適切な中間評価と事後評価を行う。また次年度に開始予定の研究課題に対する事前評価を実施する。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期計画に示したプロジェクト研究を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。</p> <p>ア プロジェクト研究</p> <p>別紙 1 に示す 13 課題を実施する。</p> <p>イ 競争的資金による研究</p> <p>厚生労働科学研究費補助金等の競争的資金による研究を実施する。</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画及び平成19年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究の13課題を実施した。 ア 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 [初年度] イ 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 [初年度] ウ 危険物・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 [初年度] エ 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 [最終年度] オ 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 [最終年度] カ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 [初年度] キ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 [初年度] ク 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 ケ 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 コ 石綿の職業性ばく露経路及びそのリスクに関する研究 サ 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 [最終年度] シ 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス [最終年度] ス 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度開始課題(3課題)、平成19年度実施課題(13課題)、及び平成18年度終了課題(4課題)について、研究所の内部評価会議(理事長、理事、研究企画調整部長／首席、労災調査センター長／国際・研究振興センター長、研究グループ長／首席、総務部長／課長ほか)及び外部評価会議(外部有識者)で5段階評価法による事前、中間、及び事後評価を実施した。さらにこれらの評価結果を次年度の研究費の配分額に反映させた。 ・平成19年度に新規に開始された研究課題にはナノ粒子、ストレス予防対策等社会的ニーズが急速に高まりをみせた新課題が含まれた。 ・競争的研究資金による研究(厚生労働科学研究費、文部科学省科学研究費等)を16件実施した。 ・平成18年度に終了したプロジェクト研究「筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究」の成果が、「職場における腰痛発生状況の分析について」(平成20年2月6日付け基安労発第0206001号)で引用された。 ・平成19年度に開始したプロジェクト研究「先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究」の成果に基づき、「ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防的対応について」(平成20年2月7日付け基発第0207004号)「3. ばく露防止のための予防的対応について」および「4. その他の関係情報の入手先」が作成された。 ・平成18年度終了課題「人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究」の成果が、以下の行政政策へ反映された。 <p>1)平成18年4月1日施行、労働安全衛生法第28条の2(危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施)、及び同条に基づく基発第0310001号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において、実施内容(リスクアセスメント手順)を提言した。</p> <p>2)平成19年7月31日付け基発第0731001号「機械の包括的な安全基準に関</p>

	<p>(カ)有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理(継続課題) 化学物質、紫外線等の物理的因子に係る有害要因の低レベルばく露について、生殖系や眼などへの影響を明らかにする。</p> <p>(キ)職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス(継続課題) 職業病、作業関連疾患について、疾患サーベイランスシステムを構築し、その有効性を検証する。</p> <p>(ク)労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 有害物理因子にかかわる評価基準や保護具の使用基準を提言する。</p>		<p>する指針」の改正について」において、本質的安全設計方策の要件や操作装置の技術的要件を提言するとともに、リスク低減の手順の原案を作成した。</p> <p>3)プレス機械又はシャーの安全装置構造規格(改訂作業中)において、大型プレスやプレスブレーキへの危険点近接作業に対するレーザー式安全装置の技術要件を提言した。</p>																					
評価の視点等	自己評定	A	評定	A																				
	<p>(理由及び特記事項) 内部評価会議、外部評価会議で研究の必要性を審査した結果、研究の重点化を進めるために、プロジェクト研究資金を削減した。これにもかかわらず論文・学会発表件数は増加し費用対効果が改善した。 プロジェクト研究の成果の一部が行政施策等に反映された。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 内部評価会議、外部評価会議での審査結果に基づき研究の重点化をすすめ、プロジェクト研究資金を削減したが、人員を投入したことにより、論文・学会発表件数は増加するなど費用対効果が改善しており、中期計画を上回るものとして評価できる。</p>																					
[数値目標]			<p>(各委員の評定理由) ・論文数など、前年度実績との比較からみると、中期計画に合致した実績と判断。 ・論文・学会発表件数の増加は評価できる。自己評価どおりでよいと考える。 ・概ね中期計画に合致すると思われる。ナノマテリアルに関する研究成果を極めて迅速に予防的対応に反映させたことは評価できる。 ・プロジェクト研究の評価会議で審査し、研究資金を削減したにも拘わらず、費用対効果が向上していること。 ・内部評価会議、外部評価会議での審査結果に基づき研究の重点化をすすめ、プロジェクト研究資金を削減したが、論文・学会発表件数は増加するなど費用対効果が改善するなど、労働現場のニーズに沿った研究の実施は、中期計画を上回る成果を見せている。 ・計画を上回る水準と判断する。 ・プロジェクト研究に人員と経費を投入したことが良い結果を生んだことを評価する。</p>																					
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。</p>	<p>実績:○ 行政ニーズは行政支援研究として、社会的ニーズはプロジェクト研究として研究課題を設定し、適切に対応を行った。</p> <table border="1" data-bbox="789 982 1762 1100"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト研究課題数</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>108%</td> </tr> <tr> <td>行政からの調査研究要望数</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>170%</td> </tr> </tbody> </table>			H18	H19	対前年度比	プロジェクト研究課題数	12	13	108%	行政からの調査研究要望数	10	17	170%										
	H18	H19	対前年度比																					
プロジェクト研究課題数	12	13	108%																					
行政からの調査研究要望数	10	17	170%																					
<p>○ プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。</p>	<p>実績:○ 研究の方向及び明確な到達目標を設定し、プロジェクト研究を実施した。</p>																							
<p>○ プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。</p>	<p>実績:○ 平成 19 年度のプロジェクト研究費+基盤的研究費のうち 78%をプロジェクト研究に重点的に投入した。投入した研究要員は前年度に比べて 14%増加した。</p> <table border="1" data-bbox="789 1430 1762 1654"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト研究費+基盤的研究費 (千円)</td> <td>420,897</td> <td>374,060</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>うち プロジェクト研究費(千円)</td> <td>330,097</td> <td>292,580</td> <td>88.6%</td> </tr> <tr> <td>(%)</td> <td>78.4%</td> <td>78.2%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>研究要員総計(名)</td> <td>79</td> <td>90</td> <td>114%</td> </tr> </tbody> </table>			H18	H19	対前年度比	プロジェクト研究費+基盤的研究費 (千円)	420,897	374,060	88.9%	うち プロジェクト研究費(千円)	330,097	292,580	88.6%	(%)	78.4%	78.2%	—	研究要員総計(名)	79	90	114%		
	H18	H19	対前年度比																					
プロジェクト研究費+基盤的研究費 (千円)	420,897	374,060	88.9%																					
うち プロジェクト研究費(千円)	330,097	292,580	88.6%																					
(%)	78.4%	78.2%	—																					
研究要員総計(名)	79	90	114%																					
<p>○ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。</p>	<p>実績:○ 研究目的・実施事項・到達目標を記載した研究計画書は内部・外部評価委員会において評価した後に実施した。</p>																							

<p>○ 研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。</p>	<p>実績:○ 論文・学会発表等によって研究の成果が示された。</p> <table border="1" data-bbox="795 283 1757 436"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>論文・学会発表件数総計</td> <td>629</td> <td>702</td> <td>112%</td> </tr> <tr> <td>プロジェクト研究における論文・学会発表件数</td> <td>193</td> <td>186</td> <td>96.4%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	論文・学会発表件数総計	629	702	112%	プロジェクト研究における論文・学会発表件数	193	186	96.4%					
	H18	H19	対前年度比															
論文・学会発表件数総計	629	702	112%															
プロジェクト研究における論文・学会発表件数	193	186	96.4%															
<p>○ 効率的な研究への取り組みがなされているか。</p>	<p>実績:○ 内部・外部評価会議で研究の必要性を審査し、研究の重点化に努めた。その結果、プロジェクト研究費が削減されたにもかかわらず、論文・学会発表件数の費用対効果は向上した。</p> <table border="1" data-bbox="795 688 1757 877"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A)プロジェクト研究費(千円)</td> <td>330,097</td> <td>292,582</td> <td>88.6%</td> </tr> <tr> <td>(B)プロジェクト研究における論文・学会発表件数</td> <td>193</td> <td>186</td> <td>96.4%</td> </tr> <tr> <td>(A) / (B)</td> <td>1,710</td> <td>1,573</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	(A)プロジェクト研究費(千円)	330,097	292,582	88.6%	(B)プロジェクト研究における論文・学会発表件数	193	186	96.4%	(A) / (B)	1,710	1,573	92.0%	
	H18	H19	対前年度比															
(A)プロジェクト研究費(千円)	330,097	292,582	88.6%															
(B)プロジェクト研究における論文・学会発表件数	193	186	96.4%															
(A) / (B)	1,710	1,573	92.0%															

評価シート(7)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。 <別紙2省略></p>	<p>(2)基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p>	<p>(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙 2 に示す課題を実施する。また必要な事前・中間・事後評価を行う。</p>	<p>(2) 基盤的研究 ・平成19年度計画において予定した14研究領域68研究課題の全てを実施した。また、平成19年度計画には記載されていない以下の5課題の研究を実施した。 1) ウォーターミストによる火炎抑止システムの開発 2) ガソリン等液体燃料へのマイクロバブルを添加する装置および作業の安全性評価 3) 粉じん爆発現象の基礎的解明 4) 酸素の安全な取り扱い技術の確立に関する研究 5) 労働安全における体験型教育手法に関する基礎的研究 ・研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。研究成果と目標達成度を明記した研究報告書および各研究グループ長による総括が内部評価委員会に提出され、それらに基づいて基盤的研究として評価された。その結果を予算配分、実行計画に反映させた。 ・これらの課題に関しては、内部評価規程に基づいて理事長、理事、研究企画調整部長／首席／補佐、労災調査センター長／補佐、国際・研究振興センター長／補佐、各研究領域長、各研究グループ長・首席／室長／補佐による5段階評価結果を、次年度の研究費の配分に反映させた。 ・平成19年度実施の「災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究」サブテーマ「機械作業におけるリスク定量化システムの開発・普及」の研究手法が、平成20年度新規プロジェクト研究「第三次産業で使用される機械設備の基本的安全に関する研究」につながった。 ・「振動曝露の人体影響に関する研究」で得られた研究成果の一部は、ISO/TC108/SC4 (ISO10068:手腕系における駆動点機械インピーダンスの測定方法)の改訂作業を進めるための貴重な基礎データの一部として活用された。 ・これまでのプロジェクト研究は基盤的研究から発展したものが多く、さらに今年度は国際水準に達したイノベーション25研究とGOHNET研究へとそれぞれ5課題と3課題の基盤的研究が発展することとなった。 ・このため今後基盤的研究を外部評価の対象とすべくまず内部評価の充実化を進めた。</p>
<p>評価の視点等</p>	<p>自己評定 A</p>	<p>評定 A</p>	<p>評定 A</p>
<p>[数値目標]</p>	<p>(理由及び特記事項) 内部評価会議による基盤的研究の研究内容の審査方法を改善し、研究の向上と重点化に努めた。この結果、研究資金を削減しイノベーション25研究、GOHNET研究等に回したにもかかわらずプロジェクト研究同様に論文・学会発表件数の費用対効果が向上した。 今後基盤的研究も外部評価の対象とすべく、まずこれらイノベーション25研究とGOHNET研究を外部評価の対象とした。 基盤的研究73課題のうち12課題は、将来のプロジェクト研究に向けた萌芽的研究として実施した。</p>	<p>(委員会としての評定理由) 基盤的研究の向上と重点化をすすめることで、研究資金の削減につとめたが、論文・学会発表件数が増加するなど費用対効果が向上しており、中期計画を上回るものとして評価できる。 (各委員の評定理由) ・ほぼ、中期計画にそった実績と評価する。 ・ほぼ目標どおりのレベル。 ・中期計画をやや上回っていると考えられる。研究費の削減にも拘わらず、並々ならぬ努力を重ねられたことを評価する。今後基盤的研究を外部評価の対象に加えていく方向性を評価したい。 ・研究内容の審査方法を改善した上で、重点化し、研究の向上が図られたこと。 ・基盤的研究の向上と重点化をすすめることで、研究資金の削減につとめたが、論文・学会発表件数が増加するなど費用対効果が向上するなど、基盤的研究に関しては中期計画を上回る実績を示している。 ・基盤研究の整理、審査方法の改善など長年の課題に対し、前向きな方向で対応が図られたと考える。 ・基盤研究の内容を精査し、件数を絞ったことにより研究成果を挙げたことを評価する。</p>	<p>(委員会としての評定理由) 基盤的研究の向上と重点化をすすめることで、研究資金の削減につとめたが、論文・学会発表件数が増加するなど費用対効果が向上するなど、基盤的研究に関しては中期計画を上回る実績を示している。 ・基盤研究の整理、審査方法の改善など長年の課題に対し、前向きな方向で対応が図られたと考える。 ・基盤研究の内容を精査し、件数を絞ったことにより研究成果を挙げたことを評価する。</p>
<p>[評価の視点] ○ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。</p>	<p>実績:○ 平成19年度に実施した基盤的研究73課題のうち12課題を萌芽的研究として実施した。(業務実績(2)参照)</p>	<p>実績:○ 平成19年度に実施した基盤的研究73課題のうち12課題を萌芽的研究として実施した。(業務実績(2)参照)</p>	<p>実績:○ 平成19年度に実施した基盤的研究73課題のうち12課題を萌芽的研究として実施した。(業務実績(2)参照)</p>

<p>○ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。</p>	<p>実績:○ 研究目的・実施事項・到達目標を記載した研究計画書は内部評価委員会において評価した後に実施した。</p>	<p>(その他意見) ・管理者は費用対効果の向上を強調するだけでなく、どこかにしわ寄せが生じていないかを慎重に分析してほしい。</p>															
<p>○ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。</p>	<p>実績:○ 論文・学会発表等によって研究の成果が示された。 中長期的な評価が必要となる研究としては災害情報の収集や疾病サーベイランスのデータベース化、様々な疫学研究があり、それらの成果は論文・学会発表として示されている以外にもその後の研究計画・実施に活用された。</p>																
<p>○ 効率的な研究への取り組みがなされているか。</p>	<p>実績:○ 内部評価会議で研究の必要性を審査し、研究の重点化に努めた。その結果、基盤的研究費が減少したにもかかわらず、論文・学会発表件数が大幅に増加し、費用対効果が向上した。</p> <table border="1" data-bbox="943 724 1774 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A) 基盤的研究費(千円)</td> <td>90,800</td> <td>81,480</td> <td>89.7%</td> </tr> <tr> <td>(B) 基盤的研究における論文・学会発表件数</td> <td>436</td> <td>516</td> <td>118%</td> </tr> <tr> <td>(A) / (B)</td> <td>208</td> <td>158</td> <td>75.8%</td> </tr> </tbody> </table>			H18	H19	対前年度比	(A) 基盤的研究費(千円)	90,800	81,480	89.7%	(B) 基盤的研究における論文・学会発表件数	436	516	118%	(A) / (B)	208	158
	H18	H19	対前年度比														
(A) 基盤的研究費(千円)	90,800	81,480	89.7%														
(B) 基盤的研究における論文・学会発表件数	436	516	118%														
(A) / (B)	208	158	75.8%														

評価シート(8)

中期目標		中期計画		平成19年度計画		平成19年度の業務の実績	
<p>3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。</p>		<p>3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。</p> <p>イ 研究評価に当たっては、学際的研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的研究を積極的に行う。</p>		<p>3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 (ア) 産業安全と労働衛生の両者の研究員の知見を活用した学際的研究を推進する。 (イ) 旧安研と旧産医研所属の研究部が統合された人間工学・リスク管理研究グループ内の学際研究を進める。</p> <p>イ 学際的研究の評価 研究所の内部評価と外部評価における学際的な観点からの評価結果を踏まえて学際的研究の一層の推進を図る。</p>		<p>3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 ・GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に関する安全研究領域(清瀬地区)のプロジェクト研究に、安全・衛生両分野の研究者が参画した。 ・交通労働災害に係る厚生労働科学研究費補助金の研究及び過労運転に係る厚生労働省からの競争的研究資金による調査研究に、安全・衛生両分野の研究者が参画した。 ・清瀬地区の環境安全実験棟および川崎地区の研究本館に、人間工学・リスク管理研究グループ室を設置し、両地区の研究職員が一堂に会して学際的研究を進める環境を整え、合同部会を実施した。 ・同グループの安全・衛生分野の研究職員が共同で、高齢労働者の段階における転倒死亡災害に対する労働災害調査を実施し、高齢労働者の段階での転倒・転落リスクを低減するための対策を含む報告書を行政に提出した。 ・前年度に導入した複数の研究グループを統括する3人の研究領域長を研究所の運営会議(月例)の正規の委員として毎回活動報告を求めることにより研究グループ間の学際的研究の進展を図った。 ・また次回の組織規程の改訂及び中期計画の開始に向けて正規の職制とすべく活動実績の蓄積を図った。 ・これらのほか、プロジェクト研究、基盤的研究、外部研究資金による研究等に所外の様々な分野の研究者を積極的に取り込んで、より広い観点から学際的研究を進めた。</p> <p>イ 学際研究の評価 ・内部評価委員会及び外部評価委員会において、産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的視点からの評価を受けた。</p>	
評価の視点等		自己評価	A	評定	A		
[数値目標]		<p>(理由及び特記事項) 新研究所への統合に当たり両地区の研究部を1つの研究グループとした人間工学・リスク管理研究グループが両地区の研究施設を相互活用できる環境を整えた。同グループの安全・衛生分野の研究職員が共同で高齢労働者の段階における転倒死亡災害に対する労働災害調査を実施し、報告書を行政に提出した。 前年度に新規に導入した3つの研究領域の活動を重点化して、全研究グループ内の学際的な研究の推進を進めた。 研究所職員が研究代表者である全課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合が43%(前年度比8ポイント増)となった。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 新研究所への統合効果を図るための体制整備が進んでいる。特に、統合により一つの研究グループとした人間工学・リスク管理研究グループにおける研究は、本研究所ならではのものとして評価できる。また、研究所外との共同研究の割合が増加しており、学際的な研究の実施は計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由) ・研究所外との共同研究など、学際研究が予定以上に進展したと評価。 ・共同研究の割合が増加し、学際的研究が進んでいる。 ・安全・衛生分野の共同研究は、本研究所ならではのものとして評価できる。今後のさらなる発展に期待したい。 ・人間工学・リスク管理研究グループを設置し、学際的研究の基盤が整えられたことを評価する。 ・統合によるグループ化された人間工学・リスク管理研究グループが研究報告書を行政に提出、さらに、研究所外との共同研究数が増加していること。 ・新研究所への統合効果を図り、学際的な研究を推進するための体制整備は、中期計画を上回る実績を示している。 ・共同研究の割合が増え、学際的な研究は計画を上回る成果と評価できる。 ・学際研究の推進を努力していることを評価する。</p>			
[評価の視点] ○ 産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進するための体制を検討・構築し、学際的研究を実施しているか。		<p>実績:○ 異なった専門性を有する研究職員で構成される人間工学・リスク管理研究グループが両地区の研究施設を相互活用できる環境を整えた。 また、所外の様々な分野の研究者を積極的に取り込んで、より広い観点から学際的研究を実施した。(業務実績ア参照)</p>					

○ 調査研究の研究評価が学際的研究の推進という観点を含めて行われ、学際的研究の推進に結びついているか。

実績:○

研究評価項目に新たに学際的視点を追加したほか、外部評価委員会を産業安全・労働衛生両分野の委員で構成し、学際的視点からの評価を受けた。
(業務実績イ参照)

研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は前年度比で8ポイント増加した。

	H18	H19
共同研究の占める割合	35%	43%

評価シート(9)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。</p>	<p>4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。</p>	<p>4 研究項目の重点化 中期目標期間中の基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数と比して約 2 割減少させ、プロジェクト研究に重点化を図ることを目的に課題数を調整する。</p>	<p>4 研究項目の重点化 ・プロジェクト研究の重点化を進めるために基盤的研究の研究課題数を前中期目標期間平均数102課題に対し、18年度から20年度までの平均数を71課題として3割の削減を図った。 ・平成19年度に実施した基盤的研究のうち、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に関連する研究課題5課題、及びWHO(世界保健機構)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン(GOHNET)」に関連する研究課題3課題を、それぞれ「イノベーション25研究」及び「GOHNET研究」として重点化し、平成20年度計画よりプロジェクト研究と並んで外部評価と内部評価の対象課題とした。 ・イノベーション25研究 (1) 多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究 (2) 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研究 (3) 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究 (4) 生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 (5) 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究 ・GOHNET研究 (1) 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブサーベイランス(作業関連疾患の疫学研究の推進を含む) (2) 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメントシステムの確立 (3) ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害</p>
評価の視点等	自己評定	A	評 定
	(理由及び特記事項) 基盤的研究の年平均研究課題数を、前中期目標期間中の102課題に対し、平成18年度から20年度までの平均数71課題へと、約30%削減した。 平成19年度に実施した基盤的研究のうち、政府の長期戦略指針「イノベーション25」及び労働者の健康推進に関するWHOアクションプランに関連する課題を平成20年度計画よりプロジェクト研究と並ぶ扱いとして研究項目の重点化を進めた。		(委員会としての評定理由) 基盤的研究の年平均研究課題数を、前中期目標期間中の 102 課題に対し、平成 18 年度から 20 年度までの平均数 71 課題へと、約 30%削減(中期目標は 20%削減)しつつ、論文・発表数など成果が高まったことを評価する。 また、基盤的研究課題のうち、「イノベーション25研究」に関する5研究課題及びWHO(世界保健機構)の労働者の健康推進に関するWHOアクションプランに関する3研究課題を、平成 20 年度計画から「イノベーション 25 研究」及び「GOHNET 研究」として、プロジェクト研究と並んで外部評価と内部評価の対象課題とするなどメリハリを付けた取組を行っており、これらは中期計画を上回るものとして評価できる。
[数値目標] ○ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の基盤的研究の年平均研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比して20%程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。			(各委員の評定理由) ・目標を上回る研究課題数の減少を達成している。 ・萌芽的研究の評価は将来として重要である。 ・課題数の絞り込みは必要。 ・中期計画をやや上回る成果が挙げられた。
[評価の視点] ○ 現行のプロジェクト研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、プロジェクト研究へ重点化されているか。	実績:○ 萌芽的研究課題を内部評価会議で精査し、かつ外部有識者の意見を参考にプロジェクト研究へ重点化することとした。基盤的研究課題のうち8研究課題を平成20年度計画から「イノベーション25研究」及び「GOHNET研究」として、プロジェクト研究と並ぶ取扱いとした。(業務実績4参照)		・基盤的研究の課題を整理し、プロジェクト研究の重点化を推進したこと。 ・基盤的研究の年平均研究課題数を、前中期目標期間中の 102 課題に対し、平成 18 年度から 20 年度までの平均数 71 課題へと、約 30%削減(中期目標は 20%削減)するなど、中期計画を上回るペースで達成した。 ・基盤的研究課題のうち、8 研究課題を平成 20 年度計画から「イノベーション 25 研究」及び「GOHNET 研究」として、プロジェクト研究と並ぶ取扱いとするなど、メリハリを付けた

<p>○ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して 20%程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。</p>	<p>実績:○ 前中期目標期間中(平成13年度～平成17年度)の年平均研究課題数102課題を平成18年度～平成20年度(計画)における年平均研究課題数71課題に減少させた。(30%減)</p>	<p>取り組みは評価できる。 ・基盤研究の集約は極めて妥当と評価できる。更に研究のカテゴリの増加なども評価できる。これらは計画を上回る水準と考える。 ・基盤研究の課題数を減少しても、論文・発表など成果が高まったことを評価する。</p>
--	--	---

評価シート(10)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>5 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>5 研究評価の実施</p> <p>(1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p> <p>(2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施 内部研究評価の評価システムを改善して、全ての研究課題について専門的、客観的かつ総合的な観点から評価を実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の研究者から構成される第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。</p>	<p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施 ・前年度の計画に従い統合2年目の本年度に清瀬、川崎両地区の内部評価基準の統一を果した。 ・研究企画調整部長／同首席／労災調査センター長／国際・研究振興センター長／研究グループ長／同首席／室長／補佐(第1段)、研究領域長(第2段)、各地区の研究所長(第3段)の3段方式でプロジェクト研究、基盤的研究、イノベーション25研究、GOHNET(Global Health Network)研究及び個人業績の各項目に対し5段階評価を実施した。 ・この内、個人業績評価では①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献、及び⑤その他の総合評価の5項目による総合点を算出し、評価結果を部長級の昇任人事のほか昇格人事、予算配分等に反映させた。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施 ・産業安全と労働衛生分野を代表する15人の評価委員により一元化した外部評価会議を平成20年3月4日に開催し、プロジェクト研究課題(20題)、イノベーション25研究課題(5題)、及びGOHNET研究(3題)に対し学際的視点も含めた事前、中間、及び事後評価を行った。 ・評価委員の内訳は両分野の学識経験者が各5名で、共通分野(経済界、労働界、行政、医師会、及び一般社会)に通じた学識経験者各1名であった。 ・外部評価結果は内部評価の個人業績等と併せて平成20年度実施のプロジェクト研究予算の増減及び研究計画の見直し等に積極的に活用した。 ・平成18年度の研究評価報告書を平成19年度に発行し、その要約版をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。 ・平成19年度の評価結果を受理日より3ヶ月以内に研究所のホームページに公表するために、結果の集計、編集等の準備作業を進めた。</p>
<p>評価の視点等</p>	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">S</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p>	
<p>[数値目標]</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>内部評価は、本年度に清瀬・川崎両地区間の評価基準の統一をした。全ての研究課題及び個人業績について所属部長等、研究領域長、及び所長レベルの3段方式による評価方法を確立し、実施した。 個人業績評価では①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献及び⑤その他の総合評価の5項目による総合点算出方式を採用し、評価結果を昇任、昇格、昇給、予算配分等に反映させた。 外部評価は委員、研究課題、委員会の場所と目標等を両地区間で完全に一元化して実施した。 基盤的研究に対する外部評価導入の第一段階として、主に基盤的研究から始められたイノベーション25研究とGOHNET研究に対しプロジェクト研究と全く同じ方式で外部評価を実施した。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>内部評価については、清瀬・川崎両地区の評価基準を統一し、適切に実施されており、その結果についても有効に活用されている。また、外部評価についても一元化して実施し、その結果を翌年度の研究管理等に反映するとともに、評価結果の公表を進めていることから、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価、外部評価ともにその仕組みが確立され、適切に実施されていると評価。 ・外部評価、内部研究評価を適切に行い、総合評価方法を確立し、その結果を有効に活用している。 ・評価基準の統一は当然。3段階評価が機能するような運用方法を。 ・概ね中期計画の範囲内の成果であると考えられる。 ・外部評価委員会を一元化し、さらに両地区間の評価基準を統一した上で、研究課題及び個人業績評価を人事考課に反映させていること。 ・統合後の内部評価基準を清瀬・川崎両地域において完全に統一したり、個人業績評価 	

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 	<p>実績:○ 全ての研究課題について所属部長等、研究領域長及び所長の3段方式による内部研究評価を行い、評価結果を研究予算配分等に反映させた。(業務実績(1)参照)</p>	<p>方式を、研究業績、対外貢献、所内貢献、独法貢献、その他の総合評価の 5 項目による総合点算出方式を採用するなど、研究評価の実施及び評価結果の公表については、中期計画を上回るペースで達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両地区にまたがる困難性を克服し、研究評価も確実に成果をあげている。更にイノベーション25、GOHNETなど新たな研究領域を設定するなど評価できる。 ・外部評価の結果に基づいて適切に業務を実施し、成果を挙げている。
<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 	<p>実績:○ プロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOHNET研究の全課題について外部専門家による事前、中間及び事後評価を実施し、その結果を予算配分及び研究計画の見直し等に積極的に活用した。(業務実績(2)参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから 3 ヶ月以内にホームページ等に公表したか。 	<p>実績:○ 外部評価結果は、報告から3ヶ月以内に研究所のホームページに公表した。(業務実績(2)参照)</p>	

評価シート(11)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>1) 研究所が依頼した研究班 ・厚生労働省の依頼を受け、研究所としてもその重要性を理解したので運営費交付金を使って組織した「粉じん障害防止対策の検討のための調査研究班」の報告書「粉じん障害防止対策の課題と方向性について」が、(1)粉じん障害防止規則の改正、(2)第7次粉じん障害防止総合対策の制定、及び(3)局所排気装置等の定期自主検査指針の制改定に反映された。</p> <p>2) 行政支援研究 ・厚生労働省から受託して平成18年度に実施した「過労運転等による交通労働災害防止に係る調査研究」の報告書が、平成19年度に厚生労働省に設置された「交通労働災害防止専門家検討会」における資料として活用されるとともに、担当研究員も同検討会に参画し、交通労働災害防止のためのガイドラインの見直しに向けた検討が行われた。 ・行政支援研究「簡易ボイラー等構造規格の改正にかかわる調査研究」を実施し、報告書を厚生労働省に提出した。今後、簡易ボイラー等の構造規格の改正に反映される予定である。 ・行政支援研究「ITを活用した新たな安全管理手法の開発」で得られた結果は、第11次労働災害防止計画における労働災害多発業種(製造業)対策内の項目、「IT技術を活用した安全管理手法の普及促進」として生かされた。</p> <p>3) 基準制改定等のための検討会議委員会等 ・「手腕系振動－第3部：測定及び評価に関する一般要求事項(JISB7761-3)」に係わるJISの策定委員会委員長として研究職員が尽力し、平成19年4月20日に制定された。 ・同様に「防振手袋(JIST8114)」に係わるJISの策定委員会委員長として研究職員が尽力し、平成19年5月25日に最新改正された。 ・「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第1部：指先における測定方法(JISB7763-1:2008)」及び「機械振動－神経損傷の評価のための触覚振動知覚閾値－第2部：指先における測定結果の解析と解釈(JISB7763-2:2008)」に係わるJISの策定委員会委員長及び委員として研究職員が尽力し、各規格原案が策定された。 ・JIS B8433-1:2007(産業用ロボット－安全要求事項-第1部：ロボット)に係るJISの策定委員会WGに研究職員が主査として尽力し、規格原案を策定した。 ・IEC/TC44 部会/WG に研究職員が参加して IEC/TR 61496-4 Ed.1.0:2007(b)Safety of machinery - Electro-sensitive protective equipment - Part 4: Particular requirements for equipment using vision based protective devices (VBPD)(機械の安全性-電気感光性保護機器-第4部：視覚的保護装置(VBPD)を用いる機器に関する特定要求事項)の規格原案を策定した。本原案に基づいて基準が2007年7月10日に制定された。 ・ISO TC96 SC10 国内委員会に研究職員が参加して ISO 20332-1 Crane - Proof of competence of steel structures -Part1:General の規格原案を策定し、本原案に基づく基準の制定が承認された。 ・JIS 原案作成委員会ならびに同分科会に研究職員が参加して、JIS 8833 (クレーン－荷重及び荷重の組み合わせに関する設計原則)の第1部(一般)、第2部(移動式クレーン)、第3部(タワークレーン)、第4部(ジブクレーン)、第5部(天井走行及び橋形クレーン)の原案を策定した。本原案に基づいて基準が2008年3月25日に制定された。 ・JIS 原案作成 E 作業委員会に研究職員が参加して JIS C 61340-4-4(静電気－第4-4部：特定応用のための標準的な試験方法－フレキシブルコンテナの静電気的分類)ならびに JIS C 61340-4-3(静電気、第4-3部：特定応用のための標準的試験方法－履物)の規格原案を策定し、本原案に基づく基準の制定が承認された。</p>

・その他, 18人の研究職員が, 国内外の基準制定・改訂に係わる35の検討会等の委員として参画した。

評価の視点等	自己評価	S	評 定	A												
	(理由及び特記事項) 厚生労働省からの調査研究要望を受けて実施した研究成果その他の研究所から提供された研究成果が, 労働安全衛生関係の法令, ガイドライン, ISOやJIS等の労働安全衛生に関する国内基準, 国際基準の制改定等に対して科学技術的な貢献をした。		(委員会としての評定理由) 研究成果が, 労働安全衛生関係法令, ガイドライン, ISO, JIS 等の労働安全衛生に関する国内基準, 国際基準の制改定等に貢献しており, 研究所の有する人的資源を考慮すると, その効果的な貢献は中期計画を上回るものとして評価できる。													
[数値目標]			(各委員の評定理由) ・基準策定などに意義のある貢献ができており, 中期計画を上回る実績と評価する。 ・労働安全衛生関係法令, ガイドライン, ISOやJIS等の国内基準, 国際基準の制改定等に貢献した。													
[評価の視点] ○ 行政等からの要請を踏まえ, 国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し, 専門技術と研究成果を提供しているか。	実績:○ 18名の研究職員が, ISOやJIS等の国内外の基準制改定に関わる35の検討会等へ委員として参画した。(業務実績3)参照 <table border="1" data-bbox="946 800 1771 984"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内外の基準制改定に携わった研究職員数</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>72.0%</td> </tr> <tr> <td>研究職員が参画した国内外の基準制改定に係る検討等の数</td> <td>62</td> <td>35</td> <td>56.5%</td> </tr> </tbody> </table>			H18	H19	対前年度比	国内外の基準制改定に携わった研究職員数	25	18	72.0%	研究職員が参画した国内外の基準制改定に係る検討等の数	62	35	56.5%	・数的には減っており, さらなる発展がのぞまれる。 ・実績が減っている。 ・一方ならぬ努力により中期計画を上回る貢献がなされたと判断する。 ・研究成果が, 法令, ガイドライン, ISO, JIS等の制改定等に対して貢献できたこと。 ・研究成果が, 労働安全関係の法令, ガイドライン, ISO や JIS 等の労働安全衛生に関する国内基準, 国際基準の制改定に貢献するなど, 成果の積極的な普及・活用は中期計画を大幅に上回った実績を示している。 ・研究所の有する人的資源から判断すると貢献度は大であると評価できる。 ・ISOやJIS等の国内外の基準制定・改定を評価する。	
	H18	H19	対前年度比													
国内外の基準制改定に携わった研究職員数	25	18	72.0%													
研究職員が参画した国内外の基準制改定に係る検討等の数	62	35	56.5%													
○ 国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。	実績:○ 研究所から提供された研究成果が, 労働安全衛生関係の法令, ガイドライン, ISOやJIS等の国内外の基準制改定等に反映された。(業務実績3)参照 <table border="1" data-bbox="946 1205 1771 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ISO や JIS 等の国内外の基準制改定等に反映された件数</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>93.3%</td> </tr> </tbody> </table>			H18	H19	対前年度比	ISO や JIS 等の国内外の基準制改定等に反映された件数	15	14	93.3%						
	H18	H19	対前年度比													
ISO や JIS 等の国内外の基準制改定等に反映された件数	15	14	93.3%													

評価シート(12)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																											
<p>(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書, その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を, それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。</p>	<p>(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して, 国内外の学会, 研究会, 事業者団体における講演会等での口頭発表, 原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告, 行政に提出する災害調査報告書, 労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。</p>	<p>(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。</p>	<p>(2) 学会発表等の促進 ・平成19年度の論文発表等は333報, 講演・口頭発表等は369回であり, いずれも平成19年度計画に掲げた数値目標の約2.0倍, 1.1倍となった。 ・論文発表等の内訳は, 原著論文82編, 原著論文に準ずる学会発表の出版物81編, 総説論文35編, 著書30編, 行政報告書等41編, その他の専門家向け出版物64編であった</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>論文発表等</td> <td>241</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>うち 原著論文</td> <td>(83)</td> <td>(82)</td> </tr> <tr> <td>うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物</td> <td>(36)</td> <td>(81)</td> </tr> <tr> <td>うち 総説論文</td> <td>(27)</td> <td>(35)</td> </tr> <tr> <td>うち 著書</td> <td>(20)</td> <td>(30)</td> </tr> <tr> <td>うち 行政報告書等</td> <td>(34)</td> <td>(41)</td> </tr> <tr> <td>うち その他の専門家向け出版物</td> <td>(41)</td> <td>(64)</td> </tr> <tr> <td>講演・口頭発表等</td> <td>388</td> <td>369</td> </tr> </tbody> </table> <p>・研究職員が, 「連続繊維補強土の凍結サンプリング方法と強度特性」が第42回地盤工学会研究発表会優秀論文発表者賞, 「ジルコニウム粉の静電気危険性ー帯電および着火特性に関する実験的考察ー」が平成19年度安全工学会論文賞, 2007年世界安全機関(WSO) World Enviromental/Occupational safety Person of the year賞を受賞するなど学会等において高く評価された。</p>		H18	H19	論文発表等	241	333	うち 原著論文	(83)	(82)	うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)	うち 総説論文	(27)	(35)	うち 著書	(20)	(30)	うち 行政報告書等	(34)	(41)	うち その他の専門家向け出版物	(41)	(64)	講演・口頭発表等	388	369
	H18	H19																												
論文発表等	241	333																												
うち 原著論文	(83)	(82)																												
うち 原著論文に準ずる学会発表の出版物	(36)	(81)																												
うち 総説論文	(27)	(35)																												
うち 著書	(20)	(30)																												
うち 行政報告書等	(34)	(41)																												
うち その他の専門家向け出版物	(41)	(64)																												
講演・口頭発表等	388	369																												
評価の視点等	自己評定	S	評定	S																										
	<p>(理由及び特記事項) 論文発表数は年度計画目標数(170報)の2.0倍になり, 昨年度の1.4倍をさらに上回る増加となった。 研究職員が昨年度同様に国内の学術団体からの学会賞を受賞したが, 今年度は新たに国際的に知名度が高い学術団体からも個人賞を受賞するなど研究論文が質的にも向上した。 講演・口頭発表等の累積件数(757回)も今年度(中期計画の2年目)で既に5年間の目標値(1,700回)の半数近く(45%)に到達した。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 論文発表数は年度計画目標数(170報)の2倍の340報となり, 中期計画を大幅に上回る実績を達成した。さらに, 国際的に知名度の高い学術団体から個人賞を3編受賞するなど, 論文の質的な向上も図られており, 中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由) ・論文発表数は評価するが, 学会発表は数だけならば増やすのは簡単であり, 評価は難しい。 ・多数の論文・発表等を行い, 目標を大きく上回っている。 ・論文発表数が大きく増加しており, 研究所として評価できる。 ・努力して成果を上げている。 ・論文発表数もさることながら, その中に受賞論文が3編あることを評価したい。</p>																											
[数値目標]	<p>○ 講演・口頭発表等 340 回, 論文発表等 170 報程度を目標とする。</p>		<p>講演・口頭発表数は369回, 論文発表数は333報であった。(業務実績(2)参照)</p>																											

[評価の視点]

○ 学会発表, 事業者団体への講演, 学術雑誌への論文発表, 行政に提出する災害調査報告書, その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。

実績:○

平成18年度と平成19年度の2年間で学会発表数が757回 (中期目標数値の44.5%), 論文発表数が574報(中期目標数値の67.5%)となっており, 項目ごとの件数も増加傾向にある。目標数値の達成は十分可能である。(業務実績(2)参照)

	H18	H19	累積件数(到達率)
論文発表等	241	333	574 (67.5%)
講演・口頭発表等	388	369	757 (44.5%)

・論文数の増加と質的向上。

・論文発表数は年度計画目標数(170報)のちょうど2倍の340報と、中期計画を大幅に上回るペースを達成した。さらに、国際的に知名度の高い学術団体から個人賞を受賞するなど、論文の質的な向上も図られている。

・計画を大幅に上回る水準である。

・論文数は目標を達成しているが、内容の評価については若干疑問がある。

○ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。

実績:○

複数の研究職員が発表した論文が学会賞を受賞するなど, 論文の質について高い水準が確保されている。(業務実績(2)参照)

	H18	H19
学会等における受賞件数	2	3

評価シート(13)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																
<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 平成18年度中における公表論文について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 平成18年度労働安全衛生総合研究所年報、安衛研ニュース(仮称)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ・統合研究所のホームページを作成し、平成18年度の研究成果データベースを公開した。 ・研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年6回発行)の全論文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。 ・研究所が発行している和文学術雑誌「労働安全衛生研究」(年2回発行)の全論文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。 ・同、この和文誌に「研究所通信欄」を設け、研究所の研究成果と調査研究業務の状況を研究員が平易な文章で解説し、広く関係労働安全衛生機関、産業界への広報を図った。これらの記事数は1, 2号併せて13件に及んだ。 ・研究所ホームページへの平成19年度のアクセス数は年間約114万件であった。(http://www.jniosh.go.jp/) ・平成18年度労働安全衛生総合研究所年報の発行作業を行った。 ・安衛研ニュース(メールマガジン)を創刊した(総配信数:530通)。 ・そのほか、特別研究報告JNOSH-SRR-NO.35(2007)「情報化技術を援用した中小規模掘削工事の安全化」、技術指針JNOSH-TR-NO.42(2007)「静電気安全指針2007」を発行した。 ・一般誌等に29件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。また新聞・テレビ等の取材に協力し、職員の研究等を紹介した。(17件)</p>																
評価の視点等		自己評定 S	評定 S																
		(理由及び特記事項) 関係労働安全衛生機関、産業界等への研究成果情報発信のツールとしての効果が期待される新しい和文学術雑誌「労働安全衛生研究」(年2回発行)と安衛研ニュース(メールマガジン)を創刊した。 研究所が発行する国際学術雑誌「Industrial Health」(年6回発行)及び新和文学術誌の全論文を研究所ホームページで公開した。	(委員会としての評定理由) 国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数を4回から6回へ増やしたこと、和文学術雑誌「労働安全衛生研究」を創刊したことは、関係領域の研究の発展にも寄与する実績であり、高く評価する。さらにこれら雑誌の全論文を研究所ホームページで公開するなど組織的に取り組んでおり、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。 (各委員の評定理由) ・学術誌の発刊増加と新雑誌の創刊は、関係領域の研究の発展にも寄与する実績と期待される。計画を大きく上回る実績と高く評価する。 ・統合研究所のホームページ作成、国際学術雑誌の発行数増加、和文学術雑誌の発行が評価できる。 ・公表内容も充実しており、アクセスも増えている。 ・「労働安全衛生研究」と「安衛研ニュース」の創刊は特筆に値する。 ・Industrial Health の発行回数を増やし、和文学術雑誌の発行を行ったこと。 ・国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数を4回から6回へ増やしたこと、和文学術雑誌「労働安全衛生研究」を創刊したこと、さらにこれら雑誌の全論文を研究所ホームページで公開するなど、インターネット等による調査及び研究成果情報の発信については、中期計画を大幅に上回った実績を示している。 ・組織的に取り組んでおり、今後の成果も期待できる。総体として計画を大幅に上回っている。 ・国際紙と国内紙の発刊は高く評価できる。今後、それらの雑誌のレベルを高める努力が必要。																
[数値目標]																			
[評価の視点] ○ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。	実績:○ 研究成果データベースを、研究所のホームページで公開している。(業務実績(3)参照)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数(回/年)</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>150%</td> </tr> <tr> <td>和文学術雑誌「労働安全衛生研究」の年発行回数(回/年)</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>研究所ホームページへのアクセス件数(万件)</td> <td>154</td> <td>114</td> <td>74.0%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数(回/年)	4	6	150%	和文学術雑誌「労働安全衛生研究」の年発行回数(回/年)	—	2	—	研究所ホームページへのアクセス件数(万件)	154	114	74.0%	
	H18	H19	対前年度比																
国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数(回/年)	4	6	150%																
和文学術雑誌「労働安全衛生研究」の年発行回数(回/年)	—	2	—																
研究所ホームページへのアクセス件数(万件)	154	114	74.0%																

<p>○ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり, 調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。</p>	<p>実績:○ 「静電気安全指針2007」を発行したほか, 一般誌等に29件の寄稿を行った。 (業務実績(3)参照)</p> <table border="1" data-bbox="943 321 1795 436"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般誌等への寄稿件数</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>80.6%</td> </tr> <tr> <td>新聞・TV等への取材協力件数</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>106%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	一般誌等への寄稿件数	36	29	80.6%	新聞・TV等への取材協力件数	16	17	106%	
	H18	H19	対前年度比											
一般誌等への寄稿件数	36	29	80.6%											
新聞・TV等への取材協力件数	16	17	106%											
<p>○ 年報, 研究所ニュース等を発行し, 関係労働安全衛生機関, 産業界への研究成果の広報を図っているか。</p>	<p>実績:○ 安衛研ニュース(メールマガジン)を創刊した。(業務実績(3)参照)</p> <table border="1" data-bbox="943 583 1795 657"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールマガジンの配信数</td> <td>—</td> <td>530</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	メールマガジンの配信数	—	530	—					
	H18	H19	対前年度比											
メールマガジンの配信数	—	530	—											

評価シート(14)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績			
<p>(4) 講演会等の開催</p> <p>調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>(4) 講演会、一般公開の開催等</p> <p>ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。</p> <p>イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。</p> <p>イ 4月15日を川崎施設、4月18日を清瀬施設の一般公開日として研究所の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>(4) 講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 「安全衛生技術講演会」を平成19年10月3日及び10月19日に東京都で、同10月10日に大阪市で、同10月11日に名古屋市でそれぞれ開催し、「化学物質等による労働災害を防止するために－化学物質等の管理に関する最近の研究成果を中心として」をテーマとして4名の研究職員及び1名の外部講師による講演を行うとともに、「これからの化学物質等の管理のあり方」と題したパネル討論を行った。企業等からの参加者は、全体で839名を数え、昨年度に比べ、約4割の増加となった。 平成19年12月13日に「労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム」を開催し、「労働衛生の新しい健康問題と管理方策」、「産業安全の課題から」及び「有害性機序の解明」をテーマとする2名の研究職員を含む8題の講演と討論会を実施し、幅広い領域の労働安全衛生関係者への最先端の研究成果の普及を図った。また経済団体、労働組合、行政、及び代表的専門家によるパネルディスカッションを実施し、労働現場の最先端の問題と対応等を明らかにした。参加者は169名であった。 平成19年6月21日(東京都)及び26日(大阪市)に日本鉄鋼連盟との共催により「ITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築」報告会を、平成19年9月21日に高松市で四国地区電力需用者協会等との共催により「電気関係災害防止対策講習会」を開催した。参加者は、それぞれ、350名(東京、大阪合計)、92名であった。 米国、カナダ、台湾からの専門家を招き「手腕振動評価と防振技術」「環境・職業保健と生殖技術」「長時間勤務の健康影響と対策」をテーマとする「国際セミナー」を川崎地区において3回開催した。また、連携大学院締結機関の三重大学大学院医学系研究科(公衆衛生学・産業医学分野)と共催で、「アジア諸国の職業・環境医学」をテーマに三重大学で開催した。 「一般公開」を4月15日に川崎地区(参加者数85名)、4月18日に清瀬地区(同170名)で実施した。 清瀬地区においては事前申し込みのいない自由見学方式を採用し、施設見学や公開実験等を実施した。アンケート調査(回収率78.8%)による参加者の感想は、「説明がとてもわかりやすかった。私の専門分野以外の安全についても理解を深めることが出来ました。」「実験を見せていただき貴重な体験をしました。」など、好印象を持った見学者が多かった。 川崎地区においては、「長時間労働・働き過ぎによる疲労の蓄積を防ぐ」及び「歩行中の転倒転落事故とその防止対策」と題する講演、所内施設見学、体験コーナー、研究成果のパネル展示等を実施した。アンケート調査(回収率61%)の結果、非常によかった(40%)、よかった(42%)との回答が大多数を占め、「いろいろと興味ある内容だった」「身近にこのような研究者集団がいるとは驚いた」といった感想が寄せられた。 20年度の一般公開について、広報資料の共同作成等や双方の研究者の参画等を盛り込んだ実施計画を作成し、準備を進めた。 海外を含む企業、安全関連団体、学会等から申し込みのあった見学希望等に対して、その専門性等を考慮した対応プログラムを作成して柔軟に対応した。(国内17件、国外15件) 			
評価の視点等	自己評定		S	評定	A	
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>昨年度に続いて産業安全分野に労働衛生分野を加えた総合的な労働安全衛生の2回目の技術講演会を全国の3大都市で実施した。発表内容も好評で参加者数(839名)が昨年度と比べ約4割と大幅に増加したため、急遽開催日と会場数を昨年より1回増加して実施した。</p> <p>この講演会を含む研究所主催の講演会の参加者数は1,450人(対前年度比137%)となった。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>ニーズに対応して講演会の回数を増やすなどの適切な対応の結果、研究所主催の技術講演会の参加者数が前年度と比べ大幅に増加するなど、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応して講演会の回数を増やすなど、適切な実績をあげたと評価する。 開催日、参加者ともに増えていることは評価できる。 講演会の拡大と参加者増は一つの成果。 中期計画を上回る業務実績である。特に技術講演会における対応は適切であった。 講演会の会場数を増加させ、多くの方に参加していただいたこと。 研究所主催の技術講演会の参加者数は、前年度と比べ大幅に増加するなど、講演会等の開催は中期計画を上回る実績を示している。 		

<p>[評価の視点]</p> <p>○ 研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。</p>	<p>実績:○ 安全衛生技術講習会を4回開催し、労働安全衛生重点研究協議会シンポジウムを1回開催した。さらに他機関との共催による講演会を3回開催した。(業務実績(4)参照)</p> <table border="1" data-bbox="825 394 1727 621"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全衛生技術講演会(回)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>133%</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>他機関と共催した講演会等(回)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>114%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	安全衛生技術講演会(回)	3	4	133%	労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム(回)	1	1	100%	他機関と共催した講演会等(回)	3	3	100%	合計	7	8	114%	<p>・件数、実績(参加者)共に計画を大幅に上回った。 ・研究成果を社会に多く発信し続けていることを評価するが、特別の企画があった訳ではなかった。</p>				
	H18	H19	対前年度比																							
安全衛生技術講演会(回)	3	4	133%																							
労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム(回)	1	1	100%																							
他機関と共催した講演会等(回)	3	3	100%																							
合計	7	8	114%																							
<p>○ 一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。</p>	<p>実績:○ 清瀬地区及び川崎地区において、それぞれ一般公開を実施した。また、随時の見学希望(国内17件、国外15件)にも対応した。(業務実績(4)参照)</p> <p style="text-align: center;">清瀬・川崎両地区での一般公開参加者数</p> <table border="1" data-bbox="825 873 1727 953"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般公開参加者数</td> <td>299</td> <td>255</td> <td>85.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">見学者の受け入れ実績</p> <table border="1" data-bbox="825 1024 1727 1176"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内(件)</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>121%</td> </tr> <tr> <td>国外(件)</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	一般公開参加者数	299	255	85.3%		H18	H19	対前年度比	国内(件)	14	17	121%	国外(件)	18	15	83.3%	合計	32	32	100%	
	H18	H19	対前年度比																							
一般公開参加者数	299	255	85.3%																							
	H18	H19	対前年度比																							
国内(件)	14	17	121%																							
国外(件)	18	15	83.3%																							
合計	32	32	100%																							
<p>○ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。</p>	<p>実績:○ いずれの行事も多く参加者を得た。特に「安全衛生技術講演会」では東京会場で申込数が定員を上回り、急遽東京会場で追加開催した。(業務報告(4)参照)</p> <table border="1" data-bbox="825 1356 1727 1596"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全衛生技術講演会参加者数</td> <td>615</td> <td>839</td> <td>136%</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム参加者数</td> <td>193</td> <td>169</td> <td>87.6%</td> </tr> <tr> <td>他機関との共催による講演会参加者数</td> <td>253</td> <td>442</td> <td>175%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1061</td> <td>1450</td> <td>137%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	対前年度比	安全衛生技術講演会参加者数	615	839	136%	労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム参加者数	193	169	87.6%	他機関との共催による講演会参加者数	253	442	175%	合計	1061	1450	137%					
	H18	H19	対前年度比																							
安全衛生技術講演会参加者数	615	839	136%																							
労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム参加者数	193	169	87.6%																							
他機関との共催による講演会参加者数	253	442	175%																							
合計	1061	1450	137%																							

○ 講演会, 一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。

実績:○
効果把握を目的とするアンケート調査を講演会と一般公開において実施し, 多くの回答を得た。いずれも高い満足度が確認された。(業務報告(4)参照)

一般公開におけるアンケートの回収率(%)

	H18	H19
清瀬地区	83	79
川崎地区	64	61

評価シート(15)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																					
<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>・本件についても今年度から両地区の業務の本格的な統合作業を開始した。所内規程の整備等を促進するために清瀬、川崎両地区の責任者が定期的に意見交換を行い、支援体制の整備を図った。</p> <p>・平成19年度は、新たに4件の特許査定を受け、特許登録総数は32件(うち、米国特許1件)となった。また、新規の特許出願は2件であり、特許出願総数は18件である。TLO(ヒューマンサイエンス技術移転センター)扱いの特許出願総数は6件、意匠出願は1件、特許実施は1件である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究所扱い</td> <td>登録特許</td> <td>30(5)</td> <td>32(4)</td> </tr> <tr> <td>特許出願中</td> <td>19(0)</td> <td>18(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">TLO扱い</td> <td>特許出願中</td> <td>6(3)</td> <td>6(2)</td> </tr> <tr> <td>意匠出願中</td> <td>3(1)</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆()内は当年度分であり、内数である。</p>						H18	H19	研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	特許出願中	19(0)	18(2)	TLO扱い	特許出願中	6(3)	6(2)	意匠出願中	3(1)	1(1)
		H18	H19																					
研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)																					
	特許出願中	19(0)	18(2)																					
TLO扱い	特許出願中	6(3)	6(2)																					
	意匠出願中	3(1)	1(1)																					
評価の視点等	自己評定		A		評定	B																		
[数値目標]	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>4件の特許が新たに登録され、登録総数は32件に増加した。このうち実施許諾数は3件である。新規出願件数(5件)は前年度より1件増加した。実施予定のない特許権のうち14件を新たに特許流通データベースに登録した。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>4件の特許が新たに登録され、実施予定のない特許権のうち14件を新たに特許流通データベースに登録するなど努力しているが、特許の実施許諾数は少なく、概ね中期計画にそった実績と評価する。</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <p>・中期計画にそった実績と評価。</p> <p>・成果としてはほぼ目標が達成できたレベルと考える。特許権の取得を積極的に進める支援体制がどのようなものか具体的に記載があればさらなる評価が可能かもしれない。</p> <p>・努力はしているが、もう一息。</p> <p>・平成18年度とほぼ同じ実績と評価される。</p> <p>・特許登録数、特許出願数が増加している。</p> <p>・4件の特許が新たに登録された。また、実施予定のない特許権のうち14件を新たに特許流通データベースに登録するなど、知的財産の活用促進は、中期計画を上回るペースで達成している。</p> <p>・計画に合致した水準である。</p> <p>・特許の実施許諾数が少ないことはマイナス評価。</p>																			
[評価の視点]	<p>○ 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。</p>		<p>実績:○</p> <p>清瀬・川崎両地区の業務責任者と TLO による支援体制を整備し、5 件の特許等を新規に出願した。新規出願件数が対前年度比 125%に増加した。(業務実績(5)参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許等の新規出願件数</td> <td>4(4)</td> <td>5(3)</td> <td>125%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ()内は TLO 扱いの数</p>			H18	H19	対前年度比	特許等の新規出願件数	4(4)	5(3)	125%	<p>(各委員の評定理由)</p> <p>・中期計画にそった実績と評価。</p> <p>・成果としてはほぼ目標が達成できたレベルと考える。特許権の取得を積極的に進める支援体制がどのようなものか具体的に記載があればさらなる評価が可能かもしれない。</p> <p>・努力はしているが、もう一息。</p> <p>・平成18年度とほぼ同じ実績と評価される。</p> <p>・特許登録数、特許出願数が増加している。</p> <p>・4件の特許が新たに登録された。また、実施予定のない特許権のうち14件を新たに特許流通データベースに登録するなど、知的財産の活用促進は、中期計画を上回るペースで達成している。</p> <p>・計画に合致した水準である。</p> <p>・特許の実施許諾数が少ないことはマイナス評価。</p>											
	H18	H19	対前年度比																					
特許等の新規出願件数	4(4)	5(3)	125%																					
	<p>○ 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。</p>		<p>実績:○</p> <p>14件の特許を新たに特許流通データベースに登録し、研究所ホームページに13件掲載した。広報活動による実施の促進を図った。</p>																					

○ 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。

実績:○

4件の特許が新たに登録され、登録総数は32件に増加した。このうち、実施許諾数は3件であり、おおむね適切な実施状況である。(業務実績(5)参照)

	H18	H19	対前年度比
登録特許件数	30(5)	32(4)	107%

注) ()内は当該年度新規登録件数

評価シート(16)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績															
<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるような体制を整備する。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 労働災害の原因調査等の実施</p> <p>行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。</p> <p>イ 原因調査結果等の報告</p> <p>原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>ウ 災害調査への的確な対応</p> <p>厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等には、労働災害調査分析センターを中心として迅速、的確に対応する。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度は前年度の新研究所発足に当たり設置した労働災害調査分析センターの活動を産業安全(清瀬地区)と労働衛生(川崎地区)を統合した業務として一元的に実施して以下の実績をあげた。 下記の表に示す通り平成19年度も4つの区分に分類した労働災害の原因調査等を行った。結果は、①厚生労働省からの依頼及び研究の実施上必要があると研究所が判断した調査等に基づく災害調査が20件、②労働基準監督署、警察署等からの依頼に基づく刑事訴訟法に基づく鑑定等が19件、③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が9件、④行政機関からの依頼調査等が3件となった。 この内①②④の項目は前年度実績の各1.7倍、1.6倍、及び3倍の増加となった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①災害調査</td> <td>12</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>②鑑定等</td> <td>12</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>③労災保険給付に係る鑑別・鑑定</td> <td>12</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>④行政機関からの依頼調査</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ほかに、前年度から継続している案件として13件の災害調査を実施した。 これらの災害調査等の調査結果については、内部評価委員会等の場を活用して進行管理を図り、その迅速な報告の促進に努めた。 平成19年度に実施した災害調査については20件中9件について、刑事訴訟法に基づく鑑定等については19件中16件について、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等については9件中4件について、それぞれ依頼先に調査結果等の報告を行った。なお平成19年度に依頼を受けた災害調査及びそれに係る鑑定等で報告書が未提出なものについては、早急に完成させる予定である。 		H18	H19	①災害調査	12	20	②鑑定等	12	19	③労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	④行政機関からの依頼調査	1	3
	H18	H19																
①災害調査	12	20																
②鑑定等	12	19																
③労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9																
④行政機関からの依頼調査	1	3																
評価の視点等	自己評定	S	評定															
[数値目標]	(理由及び特記事項) 行政からの労働災害の原因調査等の依頼が対前年度比138%と増加し、高度な実験や解析を伴うため時間を要するものを除き、速やかに結果を依頼元に報告している。		(委員会としての評定理由) 労働災害調査分析センターの活動を産業安全(清瀬地区)と労働衛生(川崎地区)を統合した業務として一元的に実施するとともに、行政からの労働災害の原因調査等の依頼が対前年度比 138%と大幅に増加している中、これに対応し、成果を挙げており、中期計画を上回るものとして評価できる。															
[評価の視点]	実績:○ 労働災害調査分析センターの活動を、産業安全(清瀬地区)と労働衛生(川崎地区)を統合した業務として一元的に実施した。(業務実績 7 参照)		(各委員の評定理由) ・労働災害調査の実績は、前年度を大きく上回っており、中期計画を上回る実績と評価する。 ・行政対応を十分に行っている。 ・労働災害調査分析センターの活動を、産業安全(清瀬地区)と労働衛生(川崎地区)を統合した業務として一元的に実施したこと、関連した依頼が増えていることは評価したい。 ・労災減少に役立つ研究を。 ・新研究所発足に伴い設置された労働災害調査分析センターが本格的に機能し始めた成果として高く評価したい。 ・行政ニーズが高まっていることに対して適正に対応している。															
	実績:○ 行政からの要請等に基づく調査等の結果は、高度な実験や解析を伴うため時間を要するものを除き、速やかに報告している。依頼件数は対前年度比 138%と増加した。(平成 18 年度 37 件、平成 19 年度 51 件)(業務実績 7 参照)																	

<p>○ 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。</p>	<p>実績:○ 災害調査の依頼があった時には、労働災害調査分析センターが中心となり、研究業務との調和を図り調査チームを編成した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの労働災害の原因調査の依頼が対前年度比 138%に増加するなど、労働災害の原因調査等の実施に関しては、中期計画を上回る実績を示している。 ・行政からの要請に応え、件数が大幅に伸びている。これに対応し成果を挙げている点は評価できる。 ・労働災害の原因調査を精力的に取り組んでいることは高い評価に相当。
---	--	--

評価シート(17)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容に産業安全に関する研究戦略の策定を加え、「労働安全衛生重点研究推進協議会」としての活動を開始する。 ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・EU Directive制定後、EU加盟国(イギリス、フランス、フィンランド、スウェーデン、イタリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル等)で発行された法律を収集し、厚生労働省安全衛生部へ情報として提供した。 ・足場からの墜落防護措置に関し、EU加盟国(イギリス、フランス、ドイツ等)及び北米(アメリカ、カナダ)における法律、規格を収集し、厚生労働省安全衛生部情報として提供した。 ・厚生労働科研費研究「屋内ラドンによる健康影響評価および対策に関する研究(H19-健危-一般-016)」の研究分担者として纏めた室内作業場におけるラドン暴露状況に対する論文翻訳等を厚生労働省安全衛生部へ情報として提供した。 ・厚生労働省労働基準局化学物質対策課の依頼により、ナノマテリアルに係わる次の二つの海外の労働衛生施策と先端技術の情報を精査・検討し、行政に提供した。 1. ドイツの連邦労働安全衛生研究所(Federal Institute for Occupational Safety and Health, Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin/BAuA)が作成した「職場におけるナノ物質の取扱いと使用に関するガイダンス」 2. 米国国立労働衛生研究所の作成した「ナノ粒子のレスピレーターフィルター(マスク)媒体の透過について」(NIOSH Contract No. 254-2005-M-11698)」 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・研究所の統合に伴い、これまで川崎地区が運営していた「労働衛生重点研究推進協議会」を産業安全領域を含めた「労働安全衛生重点研究推進協議会」へと統合発展させた。初年度は秋に第1回協議会シンポジウムを開催し、(1)労働衛生重点領域の研究課題と産業安全に関するシンポジウム、および(2)産業界、労働界、行政および学識経験者による労働衛生と産業安全の統合に関するパネルディスカッションを実施した。さらに3月に第1回協議会を開き、産業安全領域の新しい重点研究領域と重点研究課題の作業を開始した。また労働衛生の3つの重点研究領域と18の重点研究課題の見直し作業に入った。 ウ 最先端研究情報の収集 ・炭素系のナノマテリアルの毒性に関する最新の知見、論文等の情報を収集し、ホームページを通じて提供した。</p>

	<p>エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布</p> <p>最先端の研究情報の収集と発信を目的として以下の刊行物の発行と配付を行う：</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関する研究成果に係る和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行、配布する。 労働衛生に関する最先端の研究情報に係る国際学術誌「Industrial Health」誌の質的及び量的な改善を図る。また、産業安全に係る英文論文の掲載に努める。 労働安全衛生に関する特別研究報告、研究所技術指針を発行する。 	<p>エ 刊行物の発行と配布</p> <p>(1) Industrial Health</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度に策定した国際学術誌 Industrial Health の発行を年4回から年6回に増やす計画を本年度に実現させた。本誌により労働衛生の最先端の研究情報を国内582、国外429の大学・研究機関等に配布した。 平成19年のIndustrial Health誌の投稿論文数は127編で過去4年連続して100編以上の投稿数が続いている。掲載論文数は110編で、平成14年49編、15年50編、16年59編、17年87編、18年97編に比べて着実に増加している。掲載論文数の国別／地域別内訳は欧米28%、アジア・オセアニア20% 日本(所外)33%、所内14%、その他の国5%であり、近年欧米の論文が増加しているのが重要である。 <table border="1" data-bbox="1178 430 1911 583"> <tr> <td></td> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>投稿数</td> <td>109</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>掲載論文数</td> <td>97</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>インパクトファクター</td> <td>0.91</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 同、産業安全の特集号を出し、すべり、つまずきそして転倒に関する9編の論文を掲載した。 平成18年度末にJ-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に対し、1995年以降のIndustrial Health 誌の全掲載論文を提供し、世界の代表的な医学論文データベースであるPub-Medをはじめ、ChemPortやCrossRefとのリンクによる全文無料閲覧が可能となった。平成19年度は、全世界から書誌事項に12万件を超えるアクセスを得たほか、5万件を超える全文PDFダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。 <p>(2) 新和文誌「労働安全衛生研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国初の労働安全衛生分野全般を対象とした和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2号発行)を創刊し、厚生労働省や全国の地方労働局の労働安全衛生行政担当部署、その他の労働安全衛生機関等へ約1,300部配布した。 <p>(3) 特別研究報告、技術指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別研究報告JNIOSH-SRR-NO.35(2007)「情報化技術を援用した中小規模掘削工事の安全化」、技術指針JNIOSH-TR-NO.42(2007)「静電気安全指針2007」を発行し関連機関に配布した。 <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 社団法人日本電設工学協会主催の「2007電設工業展製品コンクール表彰式」において「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長賞」を授与した。 		H18	H19	投稿数	109	127	掲載論文数	97	110	インパクトファクター	0.91	
	H18	H19													
投稿数	109	127													
掲載論文数	97	110													
インパクトファクター	0.91														

評価の視点等		自己評定	S		評定	S	
		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>研究所発行の国際学術誌「Industrial Health」の発行回数を年2回増やして隔月刊とした。内容的にも産業安全分野の特集号を初めて組んだほか、(独)科学技術振興機構のJ-STAGEに対し本誌の全掲載論文を無料で提供し、世界から12万件を超えるアクセスを得た。また欧米からの掲載論文が2年連続して3割に近いことが国内の他の英文誌と比べても格段に高い割合となっている。</p> <p>和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2号発行)を創刊し、産業現場、行政系の専門家に対する研究の振興と最先端の研究情報の発信を図った。</p> <p>これまでの労働衛生分野に新たに産業安全分野を加えた「労働安全衛生重点研究推進協議会」を立ち上げて新しい研究戦略の策定と推進活動を始めた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>積極的な情報発信を行うとともに、その利用状況を把握しており、特に、国際学術誌の発行回数の増加、J-STAGEでの多くのアクセスを得ており、国際的評価が確実に高まってきた。さらに、新たに立ち上げた労働安全衛生重点研究推進協議会では労働衛生に産業安全を含めたものに統合発展できたことなど、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報発信と、その利用状況を把握している点から、中期計画を大きく上回る貢献ができていると評価。 国際学術誌の発行回数の増加、J-STAGEでの多くのアクセスを得ており、国際的にも評価されている。 協議会を産業安全を含めたものに統合発展できたことは評価できる。Industrial Health の6回発行は、計画通りではあるが評価できる。 国際的なアクセス増は評価できる。 Industrial Health の国際的評価が確実に高まってきた。これは隔月刊としたことで 			
[数値目標]	<ul style="list-style-type: none"> 国際学術誌「Industrial Health」を年4回以上発行する。 	「Industrial Health」を年6回発行した。(業務実績エ(1)参照)					
	<ul style="list-style-type: none"> 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。 	「労働安全衛生研究」を年2回発行した。(業務実績エ(2)参照)					

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関する国内外の技術, 研究動向, 制度等に関する調査を行い, 関係機関に提供しているか。 	<p>実績:○ 行政からの依頼等を受け, 労働安全衛生に関する国内外の技術, 研究動向, 制度等に関する調査を行い, 関係機関に提供した。(業務実績ア参照)</p>	<p>されに加速されることだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米で Industrial Health が活用されていること。 ・J-STAGE に「Industrial Health」誌の全掲載論文を無料で提供したところ, 世界から 12 万件を超えるアクセスと 5 万件をこえる PDF ダウンロードが行われるなど, 労働安全衛生分野の研究の振興に関しては, 中期計画を大幅に上回る実績を示した。
<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により, 労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。 	<p>実績:○ 協議会を産業安全を含めたものに統合発展させ, 第 1 回労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを実施した(参加者 169 名)。さらに, 産業安全領域の研究戦略の策定及び労働衛生研究戦略の見直し作業を開始した。(業務実績イ参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Industrial Health も順調に発展しており, 計画を大幅に上回る成果と考える。 ・国際誌はレベルを高めることが大事である。しかし, 情報誌としての役割もあるので A 評価。
<ul style="list-style-type: none"> 内外の最先端の研究情報を収集し, 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。 	<p>実績:○ 炭素系ナノマテリアルの毒性に関する情報を収集し, 研究所ホームページで公開した。(業務実績ウ参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。 	<p>実績:○ 計画通り, 「Industrial Health」を年6回, 「労働安全衛生研究」を年2回発行した。(業務実績エ参照)</p>	

評価シート(18)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進 諸大学との連携大学院協定の締結と学術交流を進める。</p> <p>イ 大学非常勤講師等の派遣 研究職員を大学の非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>ウ 若手研究者等の受け入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行う。</p> <p>エ 労働安全衛生機関の支援 諸機関の要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行う</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進 ・前年度新たに連携大学院協定を締結した武蔵工業大学、神奈川工科大学、北里大学、および国立大学法人三重大学において、17名の研究職員がそれぞれ今年度も引き続き客員教授(10名)、客員准教授(7名)等に任命された。 ・この内、北里大学大学院医療系研究科においては独立行政法人労働安全衛生総合研究所・連携大学院方式教育プログラムとして「生活・職場環境と健康リスク」-ヘルシーライフ・ヘルシーワークへのアプローチと題する特別講義が行われ、研究職員7名が講義を担当した。また、国立大学法人三重大学大学院医学研究科論文博士審査会に副査として出席した。更に、同大学においても、研究職員が連携教授として講演を行った。 ・研究所統合時に既に連携大学院協定を締結中であった日本大学理工学部、国立大学法人長岡技術科学大学、国立大学法人大阪大学では、今年度は客員教授1名、准教授3名等が大学若手研究者の育成に当った。</p> <p>イ 大学非常勤講師等の派遣 ・17機関に対して28名の研究職員が非常勤講師として協力・支援を行った。 ・別に国立大学法人で新たに導入されつつある連携大学院とは別枠の非常勤の客員教授に2名の役職員が招聘された。</p> <p>ウ 若手研究者等の受け入れ ・連携大学院協定に基づいて、合計5名の大学院生を受け入れた。 ・日本学術振興会の外国人特別研究員1名、論文博士プログラム3名を受け入れ、博士号取得等に向けた指導を行った。 ・厚生労働科学研究費補助金による労働安全衛生総合研究推進事業・若手研究者育成活用事業に採択され、リサーチレジデントを1名受け入れた。当研究所での指導によりこのリサーチレジデントが地盤工学研究発表会にて優秀論文発表者賞を受賞した。 ・ほかに大学等からの研修生35名を研究所に受入れ、若手研究者として育成をはかった。若手研究者受入に係る新しい所内規程の作成に向けて検討を進めた。</p> <p>エ 内外の労働安全衛生機関の支援 ・他組織からの要請に基づき、厚生労働省産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修の受入、JICA保健衛生管理セミナー(2007.6)や労働安全衛生政策研修セミナー(2007.11)の外国人研修員受け入れを行った。 ・愛媛/長野労働局及び監督署の監督官の労働衛生研修として振動の人体影響に関する講義を行った。 ・中災防などの災害防止機関が主催する安全衛生大会等において、講師及びパネラーとして協力した。 ・米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)の要請により派遣されていた当研究所の若手研究職員が、NIOSHの常勤の研究職員として正式に採用された。</p>
評価の視点等	自己評定	S	評定 A
[数値目標]	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>7大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等により諸大学等との連携を強化し、若手研究者を受け入れたほか、労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行った。</p> <p>かつて日本学術振興会の特別研究員として受入れ、研究所の研究員及び任期付研究員になっていた2名の若手研究員がそれぞれ米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)の常勤研究員及びオーストラリア国立大学の教授に就任した。研究所の若手研究者育成の成果の一例である。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等により大学等との連携を強化し、国内外の若手研究者を受け入れるなど成果をあげており、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者の育成に、前年を大きく上回る実績をあげている点を高く評価。 ・連携大学院協定の推進、若手研究者の育成に努めている。 ・内外の大学との連携は、研究所として重要である。 ・若手研究者の育成は、国内外の諸機関との連携を通し、目覚ましい成果を挙げつつある。

[評価の視点]

- 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。

実績:○

7大学との連携大学院協定に基づく活動や大学非常勤講師等の派遣等により諸大学等との連携を強化し、若手研究者を受け入れたほか、労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行った。(業務実績ア～エ参照)

	H18	H19	対前年度比
連携大学院協定を締結した大学から客員教授等に任命された研究職員数	21	21	100%
研究員等の受け入れ人数	2	10	500%
大学等からの研修生の受け入れ人数	29	35	121%
非常勤講師等の支援機関	16	17	106%
非常勤講師等の支援人数	11	28	255%

- ・若手研究員が米国の研究所、オーストラリア国立大学の教授に就任したこと。
- ・連携大学院協定の基づく活動や非常勤講師の派遣等により大学等との連携を強化し、若手研究者を受け入れるなど、労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献に関しては、中期計画を上回る実績を示した。
- ・計画を大幅に上回る成果と評価できる。内容も充実してきており、今後の成果も期待できる。
- ・“若手研究者を育成した”ことの記述はもっと具体的に記載されるべきである。例えば、“若手研究者”の論文、発表ものなど。

評価シート(19)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績			
<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。</p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。</p> <p>イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。</p> <p>ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。</p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 研究協力協定等</p> <p>欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。</p> <p>イ 研究交流会等</p> <p>フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。</p> <p>ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進</p> <p>非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。</p> <p>エ 共同研究</p> <p>上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。</p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>1) 「WHO労働衛生協力センター」の再指定</p> <p>・2007年4月9日付で当所の国際情報・労働衛生研究振興センターが同センターとして公式に指定されたので、この1年の間欧米及びアジア諸国との研究協力活動をこの面から積極的に推進した。主要な研究活動はGOHNET研究として登録された以下の3つの研究であった。</p> <p>①「保健医療従事者の労働安全衛生」:国際学術誌Industrial Health (Vol.45 No.5,2007)に特集号(Occupational Hazards among Health Care Workers)を企画し、欧米から11編、日本から2編の当該テーマの最新研究論文を出版した。</p> <p>②「職業性疾病・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランスウェブ情報システムの開発と活用」:インターネットを活用して、多国間での職業性疾病サーベイランスと情報共有の実現を目指し、国内を対象とした針刺しのWebサーベイランスシステムをほぼ完成させた。また福井大学を中心とする、アジアにおけるじん肺レントゲン読影トレーニングプロジェクトを支援するWebサイトを立ち上げた。</p> <p>③「中小企業の労働安全衛生」:事業場の労働安全衛生マネジメントシステムの導入と実施に経験のある研究者と共同で、中小企業の中にOSHMSを導入することにより、システムとして継続的な労働安全衛生活動を定着させる取り組みを、公的サービスを提供する事業場でスタートさせた。</p> <p>2) 年度計画の実施</p> <p>ア 研究協力協定等</p> <p>(1)韓国忠北大学と研究協力協定を2008年3月25日に新たに締結し、機械、電気、化学、建設等の安全分野を中心に研究協力を開始した。</p> <p>(2)既に研究協力協定を締結中の国外の8研究機関(米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)、英国安全衛生研究所(HSL)、英国ラフボロー大学、フランス国立安全衛生研究所(INRS)、スウェーデン国立労働生活研究所(NIWL)、韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院(OSHRI)、韓国ソウル産業大学及び中国海洋大学)と、研究協力協定に基づいて労働安全衛生関係の幅広い分野にわたる研究協力を推進した。</p> <p>(3)その他</p> <p>・現在も重要な社会問題となっているアスベスト関係の研究と予防対策の世界的拠点施設の1つになっている米国マウントサイナイ医科大学と研究協定を結ぶべく先方の主任教授との話し合いを進めた。</p> <p>・その他米国コネチカット大学、IRSSST(カナダ)、ルンド大学(スウェーデン)、ノーファー職業医学研究所(ポーランド)との研究協力協定を検討中である。</p> <p>イ 研究交流会等</p> <p>・安衛研フェロー研究員として29名(うち平成19年度新規3名)、安衛研客員研究員として17名(うち平成19年度新規7名)を委嘱し、清瀬と川崎両地区の統合した客員研究員交流会の開催準備を進めた。</p> <p>ウ 大学、企業等の研究者との研究交流の促進</p> <p>・平成19年7月5日(木)～6日(金)に産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会を産業医科大学で実施し、産医大から4題、安衛研から安全分野を含む5題の研究発表が行われた。</p> <p>・人体振動勉強会、職業性ストレス研究会、産業温熱研究会・体温研究会合同シンポジウム、遺伝子研究会、サッカー研究会、反応安全に関するトピックスを研究討論する「新RSE研究会」を職員が主催または共催し、大学、企業等の研究者との研究交流を進めた。</p> <p>エ 共同研究</p> <p>・研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は約43%であった。</p> <p>・外部機関との研究交流により、研究員の派遣20名、受け入れ20名を行い、目標数の20人の2倍に達した。</p>			
<p>評価の視点等</p>			<p>自己評定</p> <p>S</p>	<p>評定</p> <p>A</p>		
			<p>(理由及び特記事項)</p> <p>独法機関になる前の2000年2月に旧研究所がWHO協力センターとしての指定を抹消される旨の通知を受けて以来、再指定のために7年間にわたる長く険しい研究活動と外交交渉を続けた結果、本年度の4月に正式に再指定の通知を受領し、WHOが認める3つのGOHNET研究を継続的に実施した。</p> <p>国連機関ILOの招聘をうけ第1回安全衛生サミット宣言と第18回世界安全衛生会議シンポジウム開催の準備作業を行った。</p> <p>外部機関との研究交流による派遣・受入者数が目標値の2倍となった。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>WHO労働衛生協力センターとしての再指定までの努力を評価するとともに、外部機関との共同研究、研究交流も目標を上回っており、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>・国際機関との連携が実現し、今後の研究の発展が期待される。学外組織との共同研究も目標を上回っており、中期計画を上回る実績と評価した。</p> <p>・研究協力を積極的に行っている。</p>		

<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れを行う。 	<p>外部機関との研究交流により、研究員の派遣・受入が目標値の2倍に達した。(業務実績エ参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO協力センターとしての指定は評価できる。 ・WHOの再指定は努力の成果。 ・研究員の派遣、受け入れが倍増していること。 ・研究協力の進展は目覚ましい。WHO労働衛生協力センターとしての再指定までの並々ならぬ努力を評価する。 ・WHO協力センターの再指定を獲得するなど、研究協力の促進に関して中期計画を上回る実績を示した。 ・WHO協力センターへの復帰が認められる成果をあげたことは評価できる。 ・研究交流への努力を評価する。 								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。 	<p>研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は43%であった。(業務実績エ参照)</p>									
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。 	<p>実績:○ 研究所職員が研究代表者である全研究課題のうち、研究所外との共同研究が占める割合は目標を大きく上回る43%であった。(業務実績エ参照)</p> <table border="1" data-bbox="943 762 1724 837"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全研究課題に占める共同研究割合</td> <td>35%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	全研究課題に占める共同研究割合	35%	43%	<p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO協力センターの再指定の獲得に関し継続的な活動によって、研究所ならびに日本の存在感を示すことを期待したい。 		
	H18	H19								
全研究課題に占める共同研究割合	35%	43%								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。 	<p>実績:○ 外部機関との研究交流により、研究職員20名を派遣し、企業等からの20名の研究者を受け入れた。目標数の20名を大幅に上回った。(業務実績エ参照)</p> <table border="1" data-bbox="943 1058 1724 1171"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究員の派遣</td> <td>22</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>研究員の受入</td> <td>29</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	研究員の派遣	22	20	研究員の受入	29	20
	H18	H19								
研究員の派遣	22	20								
研究員の受入	29	20								

評価シート(20)

中期目標		中期計画		平成19年度計画		平成19年度の業務の実績	
<p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>		<p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>		<p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。</p> <p>イ 研究倫理 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。</p> <p>ウ 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。</p>		<p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>ア 情報の管理 ・研究職員の中から法令・規則遵守等担当の業務責任者を任命し公正で適確な業務運営の推進を総合的に進めることとした。 ・個人情報保護に係る外部研修会に職員を参加させるとともに、当該研修結果等を元に職員を対象とした所内研修会を実施した。 ・法令に則って情報の公開をさらに進めるためホームページを更新し、各種の情報公開を図った。 ・情報公開システムの系統的な整備を図るために、研究所における情報管理ポリシーの検討を進めた。 ・平成19年度における情報公開請求は3件であり、所内規程に基づき情報開示を行った。</p> <p>イ 研究倫理 ・研究所統合に伴い新たに更新した研究倫理委員会に係る所内規程に従い、調査研究活動を進めた。研究倫理審査委員会を1回開催し、計18件(新規申請9件、継続・変更申請8件、再審査1件)を審査した。なお、これらの内5件(新規申請5件)については迅速な審査を行った。 ・平成18年度に改定した科学研究費補助金取扱規程に基づき科研費不正使用防止対策を進めた。</p> <p>ウ その他 ・法令化が進んでいるセクハラ問題のほか、社会的及び国際的に新たに重要な問題になりつつあるパワーハラスメント及びモビニング問題の解説と防止活動を進めるため、所内研修会の研修課題としてこれら三課題を取り込んだ研修を実施した。 ・独立行政法人通則法、個別法の理解とこれに基づく職員の意識改革を更に進めるため新年度冒頭の職員研修会で理事長が新規採用職員、部長／上席研究員昇任者、総務課転入職員に対し、独立行政法人と特殊法人との運営体制と運営方式の違いを含む解説と訓示を実施した。 ・同様に役員会議で監事意見の積極的な取り込みを図った。</p>	
評価の視点等		自己評価	A	評定	A		
		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>前年度に新規に評価対象となった本項目の重点的な推進をはかるために、新規に法令・規則遵守等担当の業務責任者枠を導入して両地区で適確者を選別の上任命した。これにより公正で的確な業務運営の推進を総合的に進める体制を確立した。</p> <p>法令化が進んでいるセクハラ問題のほか、社会的及び国際的に新たに重要な問題になりつつあるパワーハラスメントとモビニング問題を重視して所内研修会を実施した。</p> <p>独立行政法人の運営方式への理解と業務遂行の一層の改善をはかるため理事長が全ゆる場面で特殊法人との違いを含む解説と業務遂行への指示を与えた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>研究所職員の中から法令・規則遵守等担当の業務責任者を4名新規で任命したことなどにより公正で的確な業務運営の推進を総合的にすすめる体制を確立し、職員の意識改革を積極的に進めるなど、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>・適切な情報管理は、組織として当たり前のことであり、中期計画にそった実績と評価する。 ・業務責任者4名を任命し、情報管理に積極的に対応している。 ・計画どおりに、措置されている。 ・概ね中期計画に一致する。注目される業務責任者の貢献を見守りたい。 ・コンプライアンスにおけるシステム並びに職員の意識改革を積極的に進めていること。 ・研究所職員の中から法令・規則遵守等担当の業務責任者を4名新規で任命した。これにより公正で的確な業務運営の推進を総合的にすすめる体制を確立するなど、中期計画を上回る実績を示した。 ・実施内容は水準を上回るものとする。 ・情報公開や研究倫理について体制を整えているのでA評価。</p> <p>(その他の意見)</p> <p>・研究倫理審査委員会の活動の活性化を望みたい。</p>			
[数値目標]							
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 情報公開、個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。</p>		<p>実績:○</p> <p>研究所職員の中から法令・規則遵守等担当の業務責任者を4名新規で任命した。</p> <p>前年度1件であった情報開示請求が3件になり、それぞれ所内規定に基づき、積極的に対応した。(業務実績ア参照)</p>					

<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。 	<p>実績:○ 所内規程を整備し、研究倫理審査委員会を開催した。18 件の審査を実施した。(業務実績イ参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。 	<p>実績:○ 新年度冒頭の職員研修会で、理事長から新規採用職員、部長等昇任者、総務課転入職員に対し、独立行政法人通則法等の理解と職員の意識改革を進めるための解説と訓示を行った。(業務実績ウ参照)</p>	

評価シート(21)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																											
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的研究資金、受託研究の獲得 [再掲] 関係省庁、公益団体、企業等の競争的資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。 イ 自己収入の確保 [再掲] 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 ・平成19年度は、文部科学省科学研究費補助金10件(うち研究代表者7件)、厚生労働科学研究費補助金16件(うち研究代表者8件)、その他環境省1件(研究代表者)の合計27件78,823千円の競争的研究資金を獲得した。また、5件 18,627千円の受託研究を獲得した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">競争的資金の導入</td> <td>件数</td> <td>30</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>104,937</td> <td>78,823</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託研究</td> <td>件数</td> <td>11</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>24,790</td> <td>18,627</td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他、施設貸与2件 148千円、著作権料3件 688千円、特許実施料1件 218千円等の自己収入を得た。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設貸与</td> <td>件数</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>552</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">著作権料</td> <td>件数</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>44</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特許実施料</td> <td>件数</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>328</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table>			H18	H19	競争的資金の導入	件数	30	27	金額(千円)	104,937	78,823	受託研究	件数	11	5	金額(千円)	24,790	18,627			H18	H19	施設貸与	件数	3	2	金額(千円)	552	148	著作権料	件数	2	3	金額(千円)	44	688	特許実施料	件数	4	1	金額(千円)	328	218
		H18	H19																																											
競争的資金の導入	件数	30	27																																											
	金額(千円)	104,937	78,823																																											
受託研究	件数	11	5																																											
	金額(千円)	24,790	18,627																																											
		H18	H19																																											
施設貸与	件数	3	2																																											
	金額(千円)	552	148																																											
著作権料	件数	2	3																																											
	金額(千円)	44	688																																											
特許実施料	件数	4	1																																											
	金額(千円)	328	218																																											
評価の視点等	自己評定	A	評定	B																																										
	<p>(理由及び特記事項) 競争的研究資金・受託研究等の獲得に取り組んだ結果、本年度は新規に獲得した競争的研究資金の件数が11件と昨年度(7件)より1.6倍程増加した。また厚生労働科学研究費の獲得件数(16件)と研究代表者件数(8件)がそれぞれ昨年より1件増加した。 自己収入の収入総額(105万円)は前年度より14%増加した。この内著作権(69万円)の増加が16倍と大きかった。 本年度の運営費交付金以外の収入は競争的研究資金が27件78,823千円、受託研究が5件18,627千円であった。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 外部資金のうち競争的資金の新規獲得件数が増加しているものの、受託研究、特許実施の実績が減少しており、概ね中期計画にそった実績と評価する。</p> <p>(各委員の評定理由) ・中期計画にそった実績とみなす。 ・新規11件への増加は評価できる。 ・競争的資金、受託研究、特許の実績が落ちている。 ・概ね中期計画のレベルに該当する。 ・新規獲得された件数が増加したことが評価できる。 ・競争的研究資金、受託研究等の獲得に成功しており、運営交付金以外の収入の確保に関しても、中期計画を上回る実績を示した。 ・総体的に計画の枠内の成果である。 ・外部資金とくに競争的資金を新規として多く得ているのでA評価でよい。</p>																																											
[数値目標]																																														
[評価の視点]	<p>実績:○ 競争的研究資金・受託研究等の獲得に取り組んだ結果、表の通りに自己収入を確保した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争的研究資金獲得の件数</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>うち 新規課題の件数</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>157%</td> </tr> <tr> <td>競争的研究資金獲得の金額(千円)</td> <td>104,937</td> <td>78,823</td> <td>75.1%</td> </tr> <tr> <td>受託研究等獲得の件数</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>受託研究等獲得の金額(千円)</td> <td>24,790</td> <td>18,627</td> <td>75.1%</td> </tr> </tbody> </table>			H18	H19	対前年度比	競争的研究資金獲得の件数	30	27	90.0%	うち 新規課題の件数	7	11	157%	競争的研究資金獲得の金額(千円)	104,937	78,823	75.1%	受託研究等獲得の件数	11	5	45.5%	受託研究等獲得の金額(千円)	24,790	18,627	75.1%																				
	H18	H19	対前年度比																																											
競争的研究資金獲得の件数	30	27	90.0%																																											
うち 新規課題の件数	7	11	157%																																											
競争的研究資金獲得の金額(千円)	104,937	78,823	75.1%																																											
受託研究等獲得の件数	11	5	45.5%																																											
受託研究等獲得の金額(千円)	24,790	18,627	75.1%																																											

○ 研究施設・設備の有償貸与, 成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより, 自己収入の確保に努めているか。

実績:○

著作権の金額は前年度に比べ大幅に増加するなど, 金額ベースでは全体で130千円の増収であった。

	H18	H19	対前年度比
施設貸与の金額(千円)	552	148	26.8%
著作権の金額(千円)	44	688	1564%
特許実施の金額(千円)	328	218	66.5%
総収入(千円)	924	1054	114%

評価シート(22)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績	
<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>(1)予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>	<p>2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算については別紙 3 のとおり。 (2) 収支計画については別紙 4 のとおり。 (3) 資金計画については別紙 5 のとおり。</p> <p>第 4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償金の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第 5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>	<p>1) 施設経費の節減 ・中長期的に大幅な経費節減が見込まれるテレビ会議装置を本部棟及び川崎地区管理棟に設置した。 ・両地区の人工環境室を清瀬地区に集約し施設経費の永続的な節減を図った。 ・同様に川崎地区で二カ所に別れていた病理実験室を統合した。 ・ダイオキシン関係の高度分析研究が終了したため、高度分析施設の管理水準を緩和し、維持管理コストを引き下げた。 ・同様に低温実験施設も運用計画を大幅に効率化した利用を継続し電気代を含む必要経費を節減した。</p> <p>2) 研究経費の節減 ・プロジェクト研究の全課題に対して要求額の3割削減を基準額とし、内部評価委員会と外部評価委員会における課題評価結果及び研究代表者の個人業績評価結果を加味した総合的な評価結果を基に、研究費の配分を150万円の減額から250万円の増額の範囲で調整した(川崎地区)。また、外部研究評価で問題点が指摘された1課題については開始を先送りし、研究費の有効活用につなげた。 ・同様に基盤的研究費に対して内部評価委員会の基盤的研究評価点と個人業績評価点の総合評価結果を基に、各人への配分額を最低20万円(2名)(前年度は40万円)から120万円(3名)(同250万円)までの範囲に固定し、イノベーション25研究とGOHNET研究の担当者にそれぞれ200万円を配分するという目的を達成した。 ・大型・小型研究機器と機械器具の保守管理費の決定については予算担当者が詳細なヒアリングと検討を重ね、不用で成果の見込まれない予算を排除することにより、経費の節減と効率化を図った。</p> <p>3) 全体予算 ・平成19年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・経費削減の達成度については平成19年度の運営費交付金を充当して行う事業について、人件費(退職手当を除く。)は予算額に対して96.1%、一般管理費は予算額に対して98.6%、業務経費は予算額に対して99.3%の執行となった。</p>	
評価の視点等	自己評定	A	評定	A
[数値目標]	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>経費の節減を見込んだ予算による業務運営の内、施設経費ではテレビ会議の導入、人工環境室の清瀬地区への集約、病理実験室の統合、ダイオキシン関係の高感度分析の終了、低温実験施設の電気代節減等により経費の節減を図った。</p> <p>研究経費では、プロジェクト研究と基盤的研究に対して外部評価と内部評価結果に個人業績評価結果を加味した統合評価により研究費を増減することにより経費の節減を図った。大型研究機器等の購入と保守管理に対しても予算担当者が詳細なヒアリングと検討を重ねることにより費用の削減を図った。</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を策定し、執行率は人件費(退職手当を除く。)は当所予算額に対し96.1%、一般管理費は同98.6%、業務経費は同99.3%と、いずれも当初予算の範囲内で執行した。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>経費の節減に関しては、単なる経費の節減ではなくメリハリの効いた施策の中での成績であり、また当初予算に対する執行率も人件費 96.1%、一般管理費 98.6%、業務経費 99.3%というように、中期計画を上回るものとして評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に合致した実績と評価。 ・経費節減に努めた。 ・評価結果を経費配分に反映させたことは評価できる。 ・概ね中期計画の範囲内の成果である。 ・経費の節減に関しては、施設経費、研究経費とも計画的にすすめられており、また当初予算に対する執行率も人件費 96.1%、一般管理費 98.6%、業務経費 99.3%というように、中期計画を上回る実績を示した。 ・単なる経費の節減ではなくメリハリの効いた施策の中での成績であり、評価できる。 	

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経費削減の達成度はどのくらいか。 	<p>実績:○ 平成19年度の運営費交付金を充当して行う事業について、以下のような経費削減を図った。(業務実績3)参照)</p> <table border="1" data-bbox="834 359 1760 531"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">支出項目</th> </tr> <tr> <th>人件費 (退職手当を除く)</th> <th>一般管理費</th> <th>業務経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額に対する執行率</td> <td>96.1%</td> <td>98.6%</td> <td>99.3%</td> </tr> </tbody> </table>		支出項目			人件費 (退職手当を除く)	一般管理費	業務経費	当初予算額に対する執行率	96.1%	98.6%	99.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減は概ね目標を達成している。
	支出項目												
	人件費 (退職手当を除く)	一般管理費	業務経費										
当初予算額に対する執行率	96.1%	98.6%	99.3%										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 	<p>実績:○ 中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行した。(業務実績 3)参照)</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。 	<p>実績:○ 各費目に関して計画と実績の差異は、予定されていなかった退職者が出たことによる退職金の支払いや一般競争入札の増による経費の節減により生じたものであり、合理的な理由に基づくものである。(業務実績3)参照)</p> <table border="1" data-bbox="834 932 1760 1087"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>予定額</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職金支出(千円)</td> <td>135,159</td> <td>185,082</td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金による支出(千円)</td> <td>396,000</td> <td>350,657</td> </tr> </tbody> </table>	費目	予定額	実績	退職金支出(千円)	135,159	185,082	施設整備費補助金による支出(千円)	396,000	350,657			
費目	予定額	実績											
退職金支出(千円)	135,159	185,082											
施設整備費補助金による支出(千円)	396,000	350,657											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 	<p>実績:○ 運営費交付金債務は、経費削減等により生じたものであり、合理的な理由に基づくものである。 当期運営費交付金債務額 14,740 千円</p>												

評価シート(23)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。</p> <p>(2)常勤職員の数</p> <p>調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。</p> <p>(参考1)常勤職員数</p> <p>期初の常勤職員数 121名</p> <p>期末の常勤職員数 115名(上限)</p> <p>(参考2)中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278百万円</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 新規研究員の採用に際しては公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。</p> <p>イ 研究職員の昇任、昇格、昇給に関してより公正な人事方式の採用に努める。</p> <p>ウ 適材適所の原則により人事計画の効率化に努める。</p> <p>(2) 人員の指標</p> <p>当年度初の常勤職員数 120 名</p> <p>当年度末の常勤職員数の見込み 119 名</p> <p>(3) 当年度中の人件費総額見込み 1,071 百万円</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>ア 任期付研究員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期付研究員を公募により採用した。 ・平成18年度中に採用が内定していた若手任期付研究員2名を平成19年4月1日付で採用した。本年度に公募した24名の応募者の中から、平成20年1月1日付で2名を若手任期付研究員として採用した。また女性1名を含む5名を平成20年4月1日採用予定者として内定した。 ・これら9名の採用者中8名は博士号取得者であり、博士号の内訳は工学が2名、理学、学術、医学、保健医療学、教育学、人間科学が各1名と学際的で広範囲の領域をカバーした。 ・3年間の任期満了直前にオーストラリア国立ニューカッスル大学保健学部の主任教授へ栄転したオーストラリア国籍の若手任期付研究員は、在籍中に年間に10編以上の英文原著論文を世界の一流国際誌に掲載するのみならず、研究所発行の国際誌 Industrial Health 誌の編集委員としてインパクトファクターの改善と本誌の年6回発行の実現に大きく貢献した。またWHOのGOHNET研究の担当者として当研究所のWHO協力センターへの復帰と研究の推進に貢献した。 <p>イ 昇任、昇格、昇給人事の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究職員の昇任、昇格、昇給人事に関しては内部評価委員会の個人業績評価結果を基準点とした。これは各人の研究業績等5つの評価項目を所属部長と補佐(第1段)、研究領域長(第2段)、研究所長(第3段)が別評価し、その総合点を算出したものである。 ・部長/センター長への昇任にはこの基準点と理事長打ち合わせ会議メンバー全員による推薦点との総合点が使われた。 ・同じく昇格には全部長と運営会議メンバー全員の推薦点との総合点が使われた。 ・また昇給には新しい国家公務員昇給基準に基づく昇給号俸の決定にこの基準点が使われた。 <p>ウ 人事計画の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・級別人数の適正化と効率化を図るため5級(部長・統括研究員級)人数を大幅に削減し、中堅4級数へ振り替えた。同様に3級の増員を確定した。これにより2年前の統合当初と比べ、5級が5名減り14名となることになった。一方、3、4級が3名ずつ増加した。 ・年度中に特に重要で高度の能力を要する特定の業務を統括する「特任部長」の職制の導入を決定し、アスベスト担当の特任部長を内定の上発令手続きを進めた。 ・研究職員93名中26名(28%)を研究グループの枠を超えた配置換えを行うことにより研究グループ間の統合化を進めた。 <p>エ 人員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初の常勤職員数は117名であり、年度末の常勤職員数は117名である。 <p>オ 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度における人件費の総額は1,044百万円で、平成19年度計画における当年度中の人件費総額見込み(1,071百万円)と比べて27百万円の節減となった。

評価の視点等	自己評定	S		評 定	A																
	(理由及び特記事項) 個人業績評価の公正性を確保するため、研究業績等5つの評価項目を所属部長と補佐(第1段)、研究領域長(第2段)、所長(第3段)が別評価し、その総合点を算出する内部評価委員会の個人業績評価結果を基準点として、研究職員の昇任、昇格、昇給人事を行った。 5級(部長/統括研究員級)の人数を大幅に削減して中堅4級数に振り替えたほか、3級の増員を確定し、級別人数の適正化と効率化を図った。 過去に資質の高い人材を幅広く採用した成果が具体的に現れつつある。			(委員会としての評定理由) 2地区で統合された個人業績評価においては、公正性に努めるとともに、級別人数の適正化と効率化を図っている。また、任期付研究者の応募者が増加するなど、中期計画を上回るものとして評価できる。 (各委員の評定理由) ・特任部長の採用など、当初計画を上回る実績と評価。 ・個人業績評価の公正性に努めている。 ・2研究分野を統合した上での個人業績評価システム作成は評価できる。 ・ほぼ中期計画に該当する。 ・研究業績の適切な評価により、級別人数の適正化と効率化を図ったこと。 ・人事に関する施策を多方面に適用することで、所内の活性化をめざすなど、中期計画を上回る実績を示した。 ・将来的な構想の下での人事制度改善が図られており、評価できる。 ・任期付研究者の応募者が増加したことを評価。																	
[数値目標] ○ 当年度末の常勤職員数の見込み 119名。	当度末の常勤職員数は117名である。			・研究業績の適切な評価により、級別人数の適正化と効率化を図ったこと。 ・人事に関する施策を多方面に適用することで、所内の活性化をめざすなど、中期計画を上回る実績を示した。																	
[評価の視点] ○ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。	実績:○ 資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付研究員の採用を実施した。			(その他意見) ・厳格な評価に研究者が異議を申し立てる場はあるのか。																	
○ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。	実績:○ 人件費の実績は、当初見込み額を下回った。(業務実績才参照)																				
	<table border="1" data-bbox="878 800 1890 877"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任期付研究員の応募者数</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>141%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="899 1060 1857 1157"> <thead> <tr> <th></th> <th>見込み</th> <th>実績</th> <th>削減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費総額(百万円)</td> <td>1,071</td> <td>1,044</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>				H18	H19	対前年度比	任期付研究員の応募者数	17	24	141%		見込み	実績	削減額	人件費総額(百万円)	1,071	1,044	27		
	H18	H19	対前年度比																		
任期付研究員の応募者数	17	24	141%																		
	見込み	実績	削減額																		
人件費総額(百万円)	1,071	1,044	27																		

評価シート(24)

中期目標	中期計画	平成19年度計画		平成19年度の業務の実績																																							
	<p>2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th> <th>予定額 (単位: 百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修 </td> <td>1,920</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費補助金	<p>2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、経年劣化の著しい静電気特性測定用恒温恒湿施設、配管等爆発実験施設、超高サイクル疲労強度の解析施設、RI 実験室及び人工環境室について平成19年度中に改修工事を実施する。 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th> <th>措置年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上防水改修</td> <td>H18措置済み</td> </tr> <tr> <td>電気設備改修</td> <td>H18措置済み</td> </tr> <tr> <td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td> <td>H19措置予定</td> </tr> <tr> <td>配管等爆発実験施設改修</td> <td>H18,19措置予定</td> </tr> <tr> <td>超高サイクル疲労強度の解析施設改修</td> <td>H19措置予定</td> </tr> <tr> <td>統合生産システム安全性検証施設改修</td> <td>H20措置予定</td> </tr> <tr> <td>施工シミュレーション施設改修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常電源装置改修</td> <td>H18措置済み</td> </tr> <tr> <td>電子顕微鏡室改修</td> <td>H18措置済み</td> </tr> <tr> <td>RI実験室改修</td> <td>H19措置予定</td> </tr> <tr> <td>空調設備改修</td> <td>H20措置予定</td> </tr> <tr> <td>低温実験室改修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人工環境室改修</td> <td>H19措置予定</td> </tr> <tr> <td>渡り廊下改修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁防水塗装</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>H20,21,22措置予定</td> </tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18措置済み	電気設備改修	H18措置済み	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19措置予定	配管等爆発実験施設改修	H18,19措置予定	超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19措置予定	統合生産システム安全性検証施設改修	H20措置予定	施工シミュレーション施設改修		非常電源装置改修	H18措置済み	電子顕微鏡室改修	H18措置済み	RI実験室改修	H19措置予定	空調設備改修	H20措置予定	低温実験室改修		人工環境室改修	H19措置予定	渡り廊下改修		外壁防水塗装		耐震改修	H20,21,22措置予定	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>1) 本部棟の設置 ・清瀬地区に研究管理を一元化し、統合効果を一層高める観点から、年度計画外ではあるが本部棟の設置を行った。具体的には総合研究棟の建物内部のレイアウトを変更して、総務部、研究企画調整部、労働災害調査分析センター及び国際情報・労働衛生研究振興センターを建物2階南側の部屋に隣接させ、各部長、センター長以下の主なスタッフを配置した。同様に廊下を隔てた北側に理事長、理事及び監事の部屋を横並びに隣接させ、役員、各部、センター間の連携強化とコミュニケーションの促進を空間的距離的効率性の面から確保した。</p> <p>2) 人工環境室の地理的集約による統合成果の実現 ・清瀬、川崎の両地区に設置されていた人工環境室を清瀬地区に統合した。</p> <p>3) 改修工事の実施 ・平成19年度計画どおり、経年劣化の著しい静電気特性測定用恒温恒湿施設、配管等爆発実験施設、超高サイクル疲労強度の解析施設、及びRI実験室について当年度中に改修工事を実施した。</p>
施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源																																									
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費補助金																																									
施設整備の内容	措置年度																																										
屋上防水改修	H18措置済み																																										
電気設備改修	H18措置済み																																										
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19措置予定																																										
配管等爆発実験施設改修	H18,19措置予定																																										
超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19措置予定																																										
統合生産システム安全性検証施設改修	H20措置予定																																										
施工シミュレーション施設改修																																											
非常電源装置改修	H18措置済み																																										
電子顕微鏡室改修	H18措置済み																																										
RI実験室改修	H19措置予定																																										
空調設備改修	H20措置予定																																										
低温実験室改修																																											
人工環境室改修	H19措置予定																																										
渡り廊下改修																																											
外壁防水塗装																																											
耐震改修	H20,21,22措置予定																																										
評価の視点等		自己評価	S	評定	A																																						
		(理由及び特記事項) 清瀬地区に研究管理を一元化し、統合効果を一層高める観点から、年度計画外ではあるが総合研究棟の建物内部のレイアウト変更により、本部棟を設置した。イノベーション25研究にも指定されている人工環境室を清瀬地区に統合し最先端の設備を配置したことにより、今後研究成果が上がるだけでなく、両地区の業務統合が一層進むようになることが期待される。		(委員会としての評定理由) 施設・設備の改修等は年度計画どおり適正に実施されているが、管理効率を向上させるため本部棟が設置されるなどの施設・設備に関する方策を適用することによる両地区の業務統合は、今後の成果向上が期待できることから、中期計画を上回るものとして評価できる。																																							
[数値目標]				(各委員の評定理由) ・両地区の業務統合ができ、今後の成果向上が期待できると評価する。 ・本部棟設置は、統合推進の上で重要である。																																							

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・設備の耐用年数, 用途, 使用頻度等を勘案して, 計画的に更新・整備を進めているか。 	<p>実績:○</p> <p>施設・設備の改修を平成19年度計画どおり実施した。さらに, 総合研究棟を改修し, 本部棟を設置した。研究管理を一元化することにより研究所の統合効果を高めた。</p> <p>清瀬, 川崎の両地区に設置されていた人工環境室を清瀬地区に統合し効率化を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に進めている。 ・ほぼ中期計画に沿って着実に実施された。本部棟の設置は年度計画内で十分検討した上で実施されるべきであった。 ・施設・設備の改修等は年度計画どおり適正に実施されているが、管理効率を向上させるため本部棟が設置されたことを評価する。この設置によって、どの程度の効率が図られることを来年度に期待する。 ・統合効果をいっそう高めるために、施設・設備に関する方策を適用することによって、中期計画を上回る実績を示した。 ・方向性のある計画を作成し、強力に実施している点は高く評価できる。 ・2研究所の合体、統一後の円滑な運営のための総合研究棟を設けたことを高く評価する。
--	---	---

平成19年度業務実績評価関係資料

目次

様式 1	目的積立金	1
様式 2	保有資産	2
様式 3	官民競争入札の活用	3
様式 4	コンプライアンス体制の整備状況等	4
様式 5	役職員の報酬・給与等の状況	5
様式 6	随意契約等の状況	17

目的積立金

①当期総利益の計上	<input checked="" type="radio"/> 有	・	<input type="radio"/> 無
②目的積立金の申請	<input type="radio"/> 有	・	<input checked="" type="radio"/> 無

【当期総利益の計上が「有」、目的積立金の申請「無」の場合は、以下を記入】

③利益の発生要因	<p>当期総利益の額 7,357,937円</p> <p>発生要因 主に講師謝金や委員会出席謝金による収入。</p>
④目的積立金を申請していない理由	<p>当研究所の当期利益の額が前年度の利益より下回っており、平成19年7月4日改訂の「独立行政法人の経営努力認定について」で定められた「独立行政法人の経営努力認定の基準」のうち「経営努力認定の対象案件の利益の実績が原則として前年度実績額を上回ること。」等の基準を満たさないため、目的積立金の申請を行わないこととした。</p>

委員記載（評価）欄

- ・ 適正と判断する。
- ・ 妥当と思われる。
- ・ この資料・説明の範囲では特段問題ないように見受けられる。
- ・ 適正である。
- ・ 適正であると認める。
- ・ 適切だと判断します。
- ・ 形式上は妥当と考える。
- ・ 適切な判断と考える。

(様式2)

保有資産

①見直しの検討の有無	有 ・ 無
------------	-------

②見直しの状況	
---------	--

③資産の活用について	
------------	--

委員記載（評価）欄	
-----------	--

官民競争入札等の活用状況

① 官民競争入札等の活用 (官民競争入札等の検討)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無)
------------------------------	--

【官民競争入札の活用(検討)が「有」の場合は、以下を記入】

② 該当業務の名称	
-----------	--

③ 活用(検討)状況	
------------	--

委員記載(評価)欄	
-----------	--

コンプライアンス体制の整備状況等

①取組状況

「職員倫理規程」を策定するとともに、研究職員の中から法令・規則遵守等担当の業務責任者を任命し、公正で適確な業務運営の推進について総合的に進めた。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント及びモビング問題に係る職員向けの所内研修会を実施し、防止対策を講じた。

研究倫理審査に関しては、所内規程にしたがって所外委員を含む研究倫理審査委員会を設置し、平成 19 年度は 18 件の研究課題について審査を実施した。

なお、法令の遵守については当法人の中期目標において「公正で的確な業務の運営」として位置付けられており、業務監事による評価も行われている。

②取り組みについての自己評価

所内規程の策定、法令・規則遵守等担当の業務責任者の任命及び所外委員を含む研究倫理審査委員会の設置により、コンプライアンス体制を整備した。

また、所内研修を実施することにより、職員に対する法令遵守意識の醸成に努めており、適切な取り組みを実施している。

委員記載（評価）欄

- ・ 適正な対応がされていると評価。
- ・ 妥当と思われる。
- ・ この資料・説明の範囲では特段問題ないよう見受けられる。
- ・ いずれも公正・的確に行われている。
- ・ 適切であると認める。
- ・ コンプライアンス体制は適切に整備され、かつ適切に運用されていると認められる。
- ・ 適切に実行していると評価する。
- ・ 職員への指導体制が整っていることなど、取組みは全般として適切である。

役職員の報酬・給与等の状況

①給与水準の適切性についての自己評価

当法人は独法化以前は国の附属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法化後も引き続き国の給与制度に準拠した給与規程等を定めているため、国の給与構造と同様である。

また、平成19年度の決算額については、一般管理費524百万円・事業費1,797百万円のうち給与、報酬等支給総額1,044百万円(45.0%)であるが、対前年比、一般管理費・事業費合計が0.15%減となっており、当法人の給与水準が国からの財政支出を増加させる要因とはなっていないことから、適切であると思慮する。

委員記載(評価)欄

- ・ 適切と評価。
- ・ 適切と思われる。
- ・ この資料・説明の範囲では特段問題ないように見受けられる。
- ・ 役員の給与が高すぎる大幅にカットすべきだ。
- ・ 適切であると考えられる。
- ・ 適切であると認める。
- ・ 役職員の報酬・給与等の状況は、適切であると判断します。
- ・ 妥当と考える。
- ・ 適切である。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔役員報酬に係る業務の反映については、常勤・非常勤役員の業績及び法人の業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	該当無し
理事		該当無し
理事(非常勤)		該当無し
監事		該当無し
監事(非常勤)		該当無し

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,497	千円 11,064	千円 4,997	千円 1,328 108 (特別地域手当) (通勤手当)			
理事	千円 15,783	千円 10,116	千円 4,500	千円 1,012 155 (特別地域手当) (通勤手当)		3月31日	※
理事	千円 14,815	千円 9,408	千円 4,185	千円 941 281 (特別地域手当) (通勤手当)			*
監事	千円 14,181	千円 8,736	千円 3,945	千円 1,048 452 (特別地域手当) (通勤手当)			*
監事 (非常勤)	千円 2,688	千円 2,688	千円 0	千円 0 ()			

注1:その他欄の「特別地域手当」は、役員に対する「地域手当」であり、支給割合は職員の「地域手当」に同じです。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注 : 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画の予算における人件費の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、人件費の効率化を推進している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮する等により決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人通則法第63条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績に応じた昇格者の選任及び昇格幅の決定等により反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して、職員の勤務成績を考慮し、勤勉手当を支給する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

国家公務員給与法に準じ、以下のとおり見直しを行った。
 ・扶養手当の子等に係る支給月額を6,000円から6,500円に引き上げた。
 ・期末・勤勉手当の支給割合を年間4.45月から4.5月へ引き上げた。

2 職員給与の支給状況

(① 職種別支給状況)

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	93人	46.9歳	8,723千円	6,429千円	182千円	2,294千円
事務・技術	11人	40.2歳	7,307千円	5,370千円	283千円	1,937千円
研究職種	80人	47.7歳	8,983千円	6,624千円	171千円	2,359千円
技能・労務職種	2人					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
------	---	---	----	----	----	----

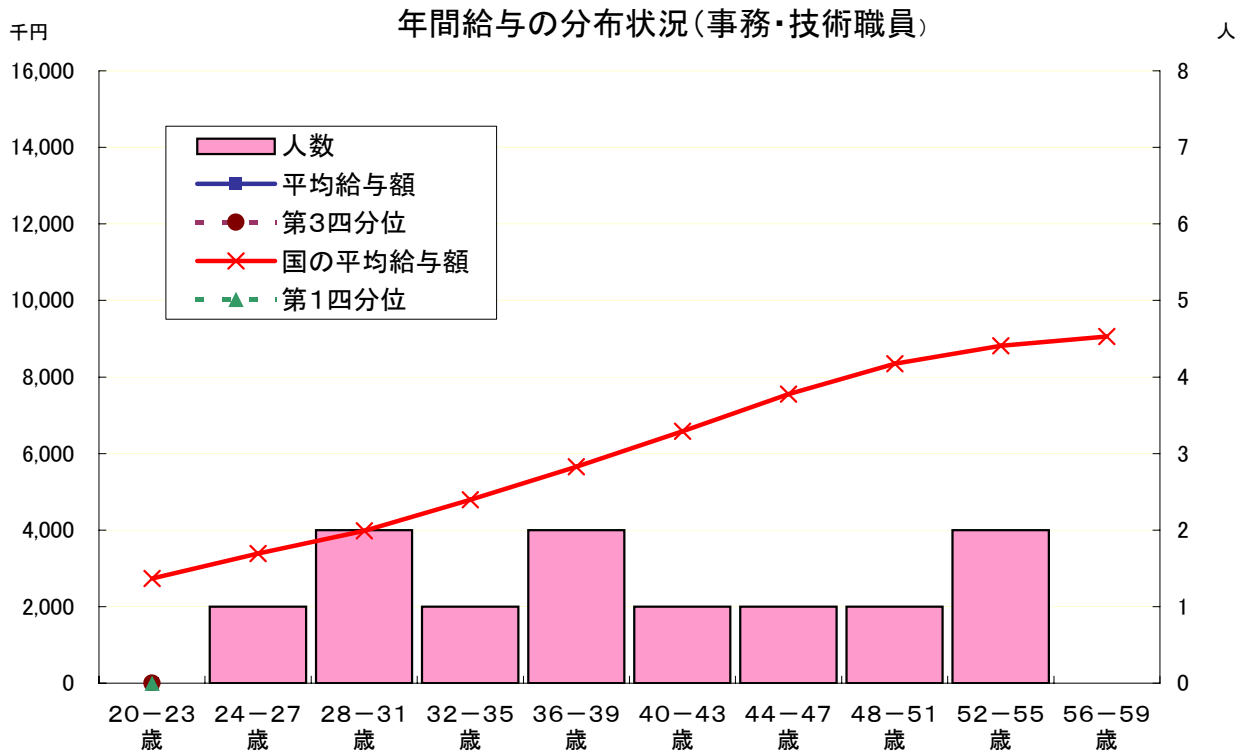
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	2					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	2					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
〇〇職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、技能・労務職員、任期付職員については該当者が2人以下のため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



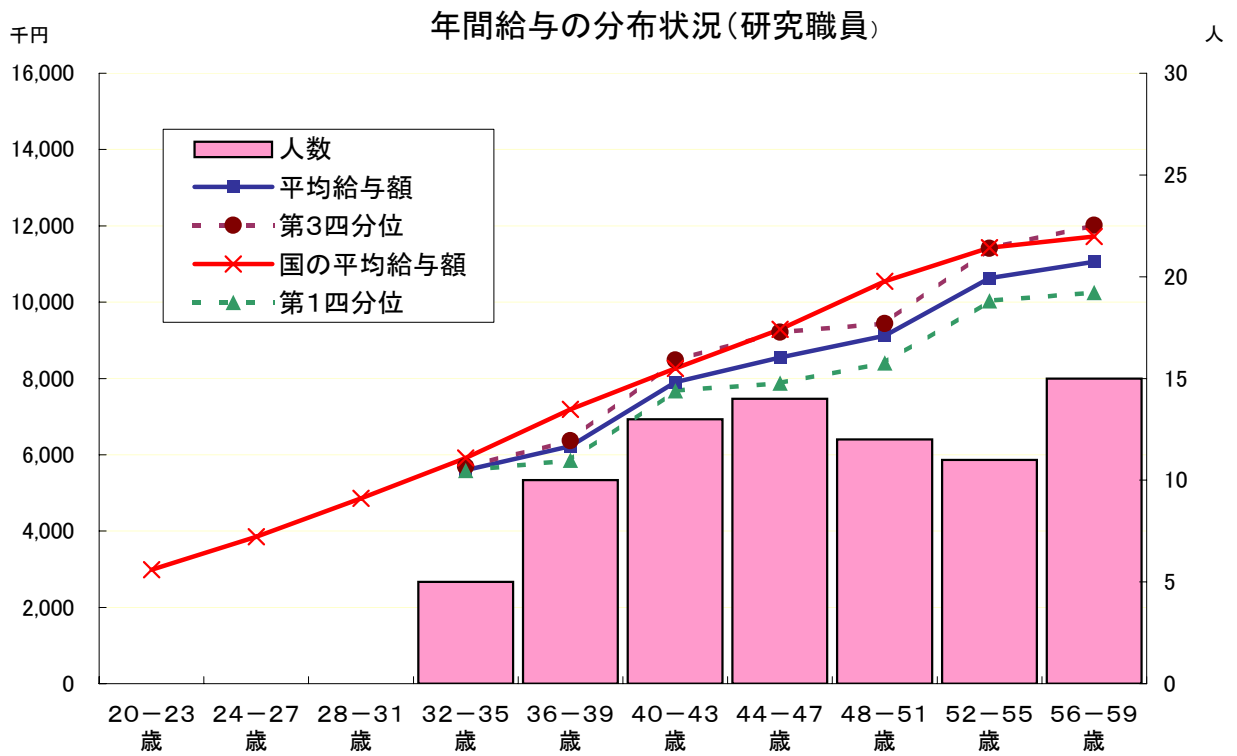
注:全ての年齢層において、2名以下であるためグラフは表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位 本部課長	1	—	—	—	—	—	—
本部課長補佐	3	50.8	—	—	10,359	—	—
本部係長	2	—	—	—	—	—	—
本部主任	2	—	—	—	—	—	—
本部係員	3	29.8	—	—	4,071	—	—

注:本部課長、本部係長及び本部主任については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。
本部係長及び係員については、該当者が4名以下のため、第1・第3分位については記載していない。

② 年間給与の分布状況(研究職員)



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部研究部長	11	57.0	11,161	11,844	12,835		
本部主任研究員	53	48.7	8,407	9,055	9,541		
本部研究員	16	37.8	5,635	5,921	6,112		

注: 本部課長は配置されていないが、本部研究部長を配置している。なお、本部研究部長には、研究グループ長を含む。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		本部課長	本部課長補佐	本部課長補佐	本部係長	本部係長	本部主任
人員 (割合)	11 人	1 人 (9%)	2 人 (18%)	1 人 (9%)	1 人 (9%)	1 人 (9%)	2 人 (18%)
年齢(最高 ～最低)							
所定内給 与年額(最高 ～最低)							
年間給与 額(最高～ 最低)							

2級	1級
本部係員	本部係員
2 人 (18%)	1 人 (9%)

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		本部研究部長	本部主任研究員	本部主任研究員	本部研究員	本部研究員
人員 (割合)	80 人	11 人 (13.8%)	28 人 (35%)	25 人 (31.2%)	16 人 (20%)	0 人
年齢(最高 ～最低)		59歳～54歳	59歳～40歳	59歳～37歳	44歳～32歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 9,502 ～7,702	千円 8,161 ～6,155	千円 6,741 ～4,231	千円 4,703 ～3,878	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 13,308 ～10,430	千円 11,394 ～8,372	千円 9,182 ～7,294	千円 6,568 ～5,305	千円

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.4	% 61	% 60.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.6	% 39	% 39.3
	最高～最低	% 42.3～33.6	% 44.3～31.8	% 43.4～32.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 61	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 39	%
	最高～最低	% 37.8～33.2	% 35.7～30.8	% 34.8～32.7

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 62.1	% 60
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42, 4	% 37.9	% 40
	最高～最低	% 43.1～41.8	% 44.8～30.9	% 43.9～36.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.8	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 32.2	% 33.1
	最高～最低	% 37.9～31.3	% 36.0～30.0	% 36.3～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

114.4

対他法人(事務・技術職員)

105.9

対国家公務員(研究職)

91.9

対他法人(研究職)

90.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 114.4	
	参考	地域勘案 113.3 学歴勘案 112.2 地域・学歴勘案 112.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	① 大卒者が大半(91%)を占めること(国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の大卒者が占める割合(48.2%))。 ② 所在地の地域手当は、清瀬市7.5%、川崎市12%であるが、国からの出向者の異動保障として特別区の地域手当(13%)の支給を受けている者の割合(清瀬市勤務18%、川崎市勤務18%)が高いこと。	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99% (国からの財政支出額 2,909百万円、支出予算の総額 2,938百万円:平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は独法化以前は国の附属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法化後も引き続き国の給与制度に準拠した給与規程等を定めているため、国の給与構造と同様である。また、国からの出向者の異動保障に係る影響については、平成22年までに国家公務員の清瀬市の地域手当が15%に引き上げられるなど、解消は図られると考えられる。 さらに、管理職の数については、国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の管理職割合16.2%を当法人に適用すると事務技術職員数21人に対し3.4人となることから、当法人の事務技術職員21人中4人(19.0%)が管理職であることは妥当な範囲と考えられる。 なお、平成19年度の決算額については、一般管理費524百万円・事業費1,797百万円のうち給与、報酬等支給総額1,044百万円(45.0%)であるが、対前年比、一般管理費・事業費合計が0.15%減となっており、当法人の給与水準が国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】 累積欠損額は0円であり、給与等 person 件費による当法人への支出に与える影響はない。</p>	
講ずる措置	引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、平成22年度には年齢、地域、学歴勘案の指数が105.6に近づけるよう改善を図る。 (参考)平成22年度に見込まれる対国家公務員指数(推計) 年齢勘案:109.7 年齢+地域+学歴勘案:105.6	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,043,773	千円 1,034,154	千円 (%) 9,619 (0.9)	千円 (%) 9,619 (0.9)
退職手当支給額 (B)	千円 185,081	千円 49,464	千円 (%) 135,617 (274.2)	千円 (%) 135,617 (274.2)
非常勤役員等給与 (C)	千円 18,836	千円 21,538	千円 (%) △2,702 (△12.5)	千円 (%) △2,702 (△12.5)
福利厚生費 (D)	千円 126,203	千円 130,509	千円 (%) △4,306 (△3.3)	千円 (%) △4,306 (△3.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,373,895	千円 1,235,665	千円 (%) 138,230 (11.2)	千円 (%) 138,230 (11.2)

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」は、平成19年度の国家公務員給与法改正に準じて手当等の見直しを行ったこと等から前年度より0.9%増となっている。

・「最広義人件費」については、退職者数が多かったことなどにより前年度より11.2%増となっている。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費改革の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。

③人件費削減の場合の取組の進捗状況

a 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」:1,053,105千円

b 当年度(平成19年度)の「給与、報酬等支給総額」:1,043,773千円

c 当年度末までの人件費削減率:0.9%(補正値を含めると1.6%)

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,053,105	1,034,154	1,043,773
人件費削減率 (%)		△1.8	△0.9
人件費削減率(補正値) (%)		△1.8	△1.6

*「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改正分を除いた削減率である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

*「Ⅲ 総人件費について」のうち平成17年度の金額は、統合前組織の額を合算したものである。

(様式6)

随意契約等の状況

①平成19年度の実績【全体】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	63件 (59.4%)	6億円 (72.6%)
	企画競争	1件 (1.0%)	0.1億円 (1.2%)
随意契約		42件 (39.6%)	2億円 (26.2%)
合計		106件 (100%)	8億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

②平成19年度の実績【同一所管法人等】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	件 (%)	億円 (%)
	企画競争	件 (%)	億円 (%)
随意契約		件 (%)	億円 (%)
合計		件 (100%)	億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

③ 平成19年度の実績【同一所管法人等以外の者】		
	件数	金額
一般競争入札等	競争入札 63件 (59.4%)	6億円 (72.6%)
	企画競争 1件 (1.0%)	0.1億円 (1.2%)
随意契約	42件 (39.6%)	2億円 (26.2%)
合計	106件 (100%)	8億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

④随意契約の見直し計画の実施状況
<p>○契約情報の公表について、平成20年1月1日より掲載情報を拡大し、契約金額が100万円（賃借料又は物件の借入の場合は80万円）を超えるものについては、競争入札、随意契約を問わず、すべての契約についてホームページ上での公表を実施。</p> <p>○見直し計画に沿い契約方法を見直した結果、随意契約の件数について、前年度より21件削減することができた。</p>

⑤随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

○複数年度契約の拡大に向け、システム関連の賃貸借について、複数年度にわたる契約を実施。引き継ぎ複数年度にわたる契約の拡大に努めることとする。

○入札手続きの効率化のため、入札公告についてホームページ上で公表を行うと同時に、郵便入札も併せて実施。

○保守業務等の契約についても順次、競争入札へ移行を実施。その結果、平成18年度では55件だった一般競争入札の件数が、平成19年度では63件と増加した。

⑥平成19年度の実績【関連法人】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	件 (%)	億円 (%)
	企画競争	件 (%)	億円 (%)
随意契約		件 (%)	億円 (%)
合計		件 (100%)	億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

⑦関連法人との契約の状況等

--

⑧その他関連法人との随意契約の適正化等についての取り組み状況

○契約情報の公表について、平成20年1月1日より掲載情報を拡大したことに伴い、厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合には、当該法人に研究所の常勤職員であったものが役員として締結した日に在職していれば、その役員の数についても併せて公表を行うこととし、取引の透明性の確保に努めた。

○監事による会計監査の際に、契約の締結、履行その他契約の状況について監査を実施し、契約の適正化に努めた。

⑨取り組み等についての自己評価

○随意契約の見直し計画に沿って、契約方法の見直しを進めた結果、一般競争入札の件数は前年度より8件増加し、随意契約の件数は前年度より21件削減することができた。これは、随意契約の見直し計画に沿った契約方法の見直しが着実に行われたものであり、今後も引き続き随意契約の適正化に努め、計画の着実な実行に努めるものとする。

○また、平成20年1月1日より一定額以上の契約については、競争入札、随意契約等の契約方法を問わず、すべての契約について、ホームページ上で公表を行い、一層の取引の透明性の確保に努めることとした。

委員記載（評価）欄

- ・前年度からの改善の状況は理解した。努力は評価する。
- ・妥当と思われるが、さらに随意契約を減少させる努力が必要である。
- ・随意契約がまだ多いのは問題であろう。
- ・競争に移行できるとしながらしていないのはなぜか不透明不誠実すぎる。
- ・随意契約の適正化に向け作業は着実に進んでいると判断される。
- ・適切であると認める。
- ・契約方式については国民的な関心が非常に高い。法人がすすめている改革には同意できるが、金額ベースだと2億円が随意契約である。この随意契約分の情報開示を早く図り、なぜ、随意契約でやむをえないのかを説明することで、法人の姿勢を示した方が望ましいと考える。
- ・国の方針に従い取り組みつつあることが分かる。
- ・「随意契約の適正化」への取組みは適切である。

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

1 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度から順次全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(1.6%) 1	(0.8%) 1,733
等 一 般 競 争 入 札	競争入札			(54.7%) 35	(65.5%) 136,522
	企画競争等	(1.6%) 1	(4.8%) 10,000	(3.1%) 2	(5.4%) 11,200
随意契約(企画競争等を実施を除く。)		(98.4%) 63	(95.2%) 198,321	(40.6%) 26	(28.3%) 58,866
合 計		(100%) 64	(100%) 208,321	(100%) 64	(100%) 208,321

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

ただし、見直し後も随意契約としている契約件数のうち、電気料金・官報公告代を除いた件数は、1件、割合は2.6%であり、これらを考慮すると、契約に占める随意契約の割合は以下のとおり。

【※全体 (※電気料金・官報公告代を除く)】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
等 一 般 競 争 入 札	競争入札			(92.1%) 35	(91.2%) 136,522
	企画競争等	(2.6%) 1	(6.7%) 10,000	(5.3%) 2	(7.5%) 11,200
随意契約(企画競争等を実施を除く。)		(97.4%) 37	(93.3%) 139,661	(2.6%) 1	(1.3%) 1,940
合 計		(100%) 38	(100%) 149,661	(100%) 38	(100%) 149,661

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含 む。)				(%)	(%)
一 般 競 争 入 札 等	競争入札		該当無し	(%)	(%)
	企画競争等	(%)	(%)	(%)	(%)
随意契約(企画競争等実施 を除く。)		(100%)	(100%)	(%)	(%)
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含 む。)				(1.6%)	(0.8%)
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			1	1,733
	企画競争等	(1.6%)	(4.8%)	(54.7%)	(65.5%)
随意契約(企画競争等を実 施を除く。)		63	198,321	35	136,522
合 計		1	10,000	(3.1%)	(5.4%)
随意契約(企画競争等を実 施を除く。)		(98.4%)	(95.2%)	(40.6%)	(28.3%)
合 計		63	198,321	26	58,866
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		64	208,321	64	208,321

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

(1) 複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、国庫債務負担行為の活用を検討する。

(2) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(3) 保守用務等の契約

会計の調達と不可分な関係にある保守業務等の契約については、当該調達を行う際に保守業務等を含めた契約を行うことができないかを検討する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載